

史跡仙台郡山官衙遺跡群保存活用計画

中間案（素案）

赤字：令和 5 年度第 1 回委員会後に追加・修正

令和 5 年度第 2 回委員会用

令和●年●月

仙台市教育委員会

序 文

郡山遺跡は、文献史料に残らなかった遺跡であったため、発掘調査の積み重ねによりその歴史的価値を高めてきた遺跡です。それは、昭和 54 年の宅地造成に伴う調査で、官衙（役所）の存在を示す建物跡などの遺構が発見されたことに始まります。その後、昭和 55 年から継続的な調査を開始し、その成果により、東北の古代史を書き換えることになりました。この遺跡は 2 つの時期の官衙（Ⅰ期官衙・Ⅱ期官衙）に分かれており、特に後半のⅡ期官衙は、多賀城創建以前の陸奥国府であったことが解明されました。地方官衙としては、我が国でも最古段階の重要な遺跡であることが明らかになったのです。

こうした調査成果を踏まえ、遺跡の中でも特に重要と判断した官衙中枢部について、次世代に伝えるべき意義ある重要な遺跡であるという見地から、「史跡仙台郡山官衙遺跡群」として平成 18 年 7 月、国の史跡に指定されました。

今回策定した保存活用計画は、貴重な本史跡を地域の皆様のご理解・ご協力をいただきながら適切に保存・管理し、整備・活用するための基本的な方針を示したものです。本計画の策定にあっては、市民の皆様からのご意見や、郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会の各委員をはじめ、文化庁及び宮城県教育庁文化財課より多くのご指導・ご助言をいただきました。この場を借りて深く感謝申し上げます。

本計画によって、「史跡仙台郡山官衙遺跡群」の価値をより多くの皆様に知っていただき、広く親しまれる史跡となる一助となれば幸いです。

令和●年●月

仙台市教育委員会

教育長 福田 洋之

例 言

1. 本計画は、宮城県仙台市太白区に所在する、国指定史跡仙台郡山官衙遺跡群の保存活用計画に係るものである。
2. 本史跡の名称は、『仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山廃寺跡（せんだいこおりやまかんがいせきぐん こおりやまかんがいせき こおりやまはいじあと）』であるが、本文中においては、「仙台郡山官衙遺跡群」と略して記載している。
3. 史跡地は郡山遺跡の全域ではなく部分的に指定したものであるため、遺跡全体の範囲や規模、過去の調査履歴等について記述する際には「郡山遺跡」の名称を随時使用している。
4. 本計画は、原案を仙台市教育委員会が立案し、それに基づき郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会において検討を加え作成した。計画策定にあたり、文化庁及び宮城県教育庁文化財課の指導・助言を受けた。
5. 本計画全体の編集については、仙台市教育委員会生涯学習部文化財課が当たった。
6. 遺構^{いこう}の略称は次のとおりで、遺構番号は郡山遺跡全体の通しNoである。
SA：柱列などの塀跡 SB：建物跡 SD：溝跡 SI：竪穴住居跡、竪穴建物跡
SX：その他の遺構
7. 本計画中の地図及び地図を基にした図については、図中に別途方位記号がない限り、北を上とする。
8. 本計画中の史跡指定区域は令和6年3月末時点のものである。

目 次

序文

例言

【本文目次】

第1章 計画策定の目的

- 1 策定の必要性
- 2 目的
- 3 保存活用計画策定事業実施体制及び活動報告
 - (1)委員会委員等名簿
 - (2)委員会活動状況
 - (3)パブリックコメントの実施
- 4 関連する計画
- 5 計画の構成と内容
- 6 計画の期間
- 7 計画の対象範囲

第2章 史跡周辺の概要

- 1 自然環境
 - (1)位置と地形
 - (2)気候 (3)植生 (4)景観
- 2 社会的環境
 - (1)計画対象範囲における文化財保護法以外の法令による規制
 - (2)周辺施設
 - (3)交通
 - (4)産業・観光
 - (5)防災
- 3 歴史的環境
 - (1)史跡地周辺の歴史的変遷
 - (2)仙台市の文化財

第3章 仙台郡山官衙遺跡群の概要

- 1 指定の概要
 - (1)指定に至る経緯
 - (2)指定概要
- 2 指定に至るまでの調査成果・指定後の調査成果
- (1)発掘調査の成果
 - (2)文献史料等の調査成果
- 3 指定の状況
- 4 指定地の状況

第4章 仙台郡山官衙遺跡群の本質的価値

- 1 本質的価値
- 2 史跡等を構成する要素
 - (1)史跡を構成する諸要素.....
 - (2)史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素.....

第5章 現状・課題

- 1 保存・管理
- 2 活用
- 3 整備
- 4 運営・体制の整備

第6章 本計画の基本理念・基本方針

- 1 基本理念
- 2 基本方針

第7章 保存・管理

- 1 保存・管理の方向性
- 2 保存・管理の方法
 - (1)指定地
 - (2)将来指定を目指す範囲
 - (3)周辺の官衙域
 - (4)その他の地域
- 3 現状変更等の取扱い基準
 - (1)指定地
 - (2)将来指定を目指す範囲，周辺の官衙域，その他の地域
- 4 公有化の方針
- 5 追加指定

第8章 活用

- 1 活用の方向性
- 2 活用の方法
 - (1)学びの場としての活用方法
 - (2)親しむ場としての活用方法
 - (3)楽しむ場としての活用方法

第9章 整備

- 1 整備の方向性
- 2 整備の方法
- (1)保存のための整備の方法
 - (2)公開活用のための施設整備の方法

第10章 運営及び体制整備

- 1 運営・体制整備の方向性
- 2 運営・体制整備の方法

第11章 施策の実施スケジュールと自己点検・評価

- 1 実施スケジュール
- 2 自己点検・評価

【資料】

- 用語集
- 郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会設置要綱
- 郡山遺跡発掘調査報告書・パンフレット一覧
- 引用・参考文献
- 史跡内土地台帳

【挿図目次】

第1章

第 1 図

第 2 図

第 2章

第 3 図

第 4 図

第 5 図

第 6 図

第 7 図

第 8 図

第 9 図

第10図

第11図

第 3章

第12図

第13図

第14図

第15図

【表目次】

第 章
第 表
第 章
第 表
第 表

【写真図版】

○写真 1
○写真 2
○写真 3
○写真 4
○写真 5
○写真 6
○写真 7
○写真 8
○写真 9
○写真 10
○写真
○写真

第1章 計画策定の目的

1 策定の必要性

郡山遺跡は、仙台市太白区郡山二丁目、三丁目、五丁目、六丁目に広がる住宅地の中にある。昭和 50 年代中頃までは農地が多い地区だったこともあり、遺構が比較的良好に保存されてきたが、近年は遺跡西側の隣接地での開発が急激に進んでいる。平成 19 (2007) 年には「あすと長町」の街びらきが行われ、あすと長町大通り線と長町八木山線の一部で供用が開始された。平成 25 (2013) 年に「仙台市あすと長町土地地区画整理事業」が完了してからは、仙台市立病院の移転や大型商業施設の開店など、仙台市の広域拠点として施設の集積が進むとともに、転入人口の増加や地域住民の世代交代が急速に進行している。

その間郡山遺跡では、平成 18(2006)年 7 月、律令国家成立期における東北地方の政治・軍事の拠点の様相を知るうえで貴重な遺跡としてその一部が国の史跡として指定を受け、平成 20(2008)年 3 月には「史跡仙台郡山官衙遺跡群保存管理計画書」を策定した。また平成 30 (2018) 年に文化財保護法が改正され、文化財を活用しながら適切に保存する新たな方向性が示されるとともに、保存活用計画の文化庁長官による認定が制度化され「地域社会総がかりによる文化財の次世代への継承に向けた取組の促進」が打ち出された。

こうした史跡地周辺における開発行為の進展や社会情勢の変化を受けて、改めて本史跡の保存活用について関係各所の理解を得ることが重要となり、保存活用計画を策定する必要性が高まった。また、保存管理計画策定から 10 年以上が経過したこともあり、今後の仙台郡山官衙遺跡群の保存活用に関する基本的な計画を示す必要性があることから、本計画を策定することとなった。

2 目 的

本計画は、仙台郡山官衙遺跡群を適切に保存管理し、整備活用していくための指針を示すものである。

仙台郡山官衙遺跡群の本質的価値を改めて確認した上で、保存・管理・活用・整備等に係る理想的な将来像を提示し、関係各所を含め広く共有することで、本史跡の価値を高め後世へ確実に継承していくための基本的な方針を示すことを目的とする。

また、地域住民をはじめ、仙台市民にとって郷土の誇りとして広く親しまれている歴史資産を通して、仙台市が目指す都市の姿である「学びと実践の機会があふれるまち」や「杜の恵みと共に暮らすまち」（「仙台市基本計画 2021－2030」P50・51・52・71 参照）が実現するような保存と活用を図るための基本となる計画とする。

併せて、「仙台・東北に世界中から人を呼び込む」（「仙台市基本計画 2021－2030」P27 参照）ことができるように、本史跡の魅力が世界に発信されるような保存・管理・活用・整備等の方法を考えるための計画とする。

3 保存活用計画策定事業実施体制及び活動報告

計画策定にあたり、学識経験者等で構成される「郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会」に諮り検討を行った。委員等の構成と委員会開催の状況については次のとおりである。

(1) 郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会 委員等名簿(令和●年●月現在・敬称略)

役職名	氏 名	分 野	現 職
委 員 長	永田 英明	日本古代史	東北学院大学文学部歴史学科 教授
副委員長	渡部 育子	日本古代史	秋田大学 名誉教授
委 員	荒木 志伸	歴史考古学	山形大学学士課程基盤教育機構 准教授
委 員	伊藤 恵子	学校教育	仙台市立富沢小学校 校長
委 員	北野 博司	考古学	東北芸術工科大学芸術学部歴史遺産学科 教授
委 員	黒田 乃生	造園	筑波大学芸術系 教授
委 員	菅原 玲	地域連携	東北工業大学地域連携センター 主任
委 員	松 公男	地域代表	郡山矢来町内会 会長
委 員	三上 喜孝	日本古代史	国立歴史民俗博物館 教授
委 員	吉田 歆	日本古代史	山形県立米沢女子短期大学 教授
助 言 者			文化庁文化財第二課調査官
助 言 者			宮城県教育庁文化財課

(2) 委員会活動状況

回 数	開 催 日	内 容
令和4年度第1回	令和4年6月1日(水)	①保存活用計画(素案)第1章～第4章の検討 ②現地踏査
令和4年度第2回	令和4年9月29日(木)	①保存活用計画(素案)第5章～第9章の検討 ②前回検討分の修正案について
令和4年度第3回	令和5年1月26日(木)	保存活用計画(修正案)について
令和5年度第1回	令和5年7月14日(金)	保存活用計画(修正案2)について
令和5年度第2回	令和5年10月19日(木)	保存活用計画(中間案)について
令和5年度第3回	令和6年1月(予定)	保存活用計画(最終案)について

(3) パブリックコメントの実施

令和●年●月●日～●月●日(●日間)に●●案のパブリックコメントを実施した。

①周知方法

市政だより、仙台市ホームページ・仙台市教育委員会ホームページへの掲載。

市政情報センター、区役所・総合支所、仙台市博物館、地底の森ミュージアム、歴史民俗資料館、陸奥国分寺・国分尼寺跡ガイダンス施設等にて配布・閲覧。

②意見聴取方法

郵送、ファックス、電子メールによる提出

③意見提出件数

●件(個人●件, 団体●件)

④意見の内容

意見の概要とその対応については、仙台市ホームページで公開している。

(ホームページアドレス)

<http://www.city.sendai.jp/●●●●●●●●>

4 関連する計画

(1) 本市上位計画

①「仙台市基本計画 2021－2030」(令和 3 年 3 月策定)

本市は、「挑戦を続ける、新たな杜の都へ」をまちづくりの理念とし、それを具現化する 4 つの目指す都市の姿の一つとして「学びと実践の機会があふれるまち」(基本計画 P9)を掲げている。その実現に向けた諸施策の中で、本史跡をはじめとする「貴重な文化財の保全と活用を進めるとともに、地域の歴史資産への関心を高める取り組みを進めます。」として、「学びを楽しむ環境をつくる」ことを目指しており(基本計画 P71)、本史跡もこの施策の一つに位置付けられる。

また目指す都市の姿のうち「杜の恵みと共に暮らすまちへ」(基本計画 P7)では、「仙台平野の原風景である居久根やランドマークとなる名木・古木など、みどりの歴史を継承し、活かす取り組みを進めます。」として、「歴史と趣を感じる景観をつくる」ことを目指しており(基本計画 P52)、本史跡においても史跡中心部にあるケヤキを活かした整備が求められる。

②「仙台市教育基本構想 2021」(令和 3 年 3 月策定)

本市は、前掲の「仙台市基本計画」の理念を共有しつつ、「人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環のもと、たくましく、しなやかに自立する人を育てます」を教育における基本理念として掲げている。この実現に向けた 6 つの基本方針のうち、「基本方針 V 学びでつながり、郷土を愛し絆を深める地域づくり」で「V-4 豊かな歴史・文化を活用した学びの機会づくり」が位置付けられており(基本構想 P25)、具体的には「歴史・文化資源の発掘・調査・保全を進めるとともに、それらを有効に活用し、市民や仙台を訪れた人が歴史に親しみ、より一層学び、楽しめる機会を創出」することを取組方針として示している(基本構想 P57)。

(2) 本市の他の計画との関連

①「仙台市みどりの基本計画 2021-2030」（令和 3 年 6 月策定）

「基本方針 3 みどりを誇りとするまち」の施策の柱の一つとして「⑧歴史と文化の香るみどりを守り、継承する」ことが掲げられており、その中の施策の一つとして「郡山遺跡整備事業」が位置付けられ、歴史・文化と調和するみどりの創出・充実のため、郡山遺跡整備に取り組むこととしている。

②仙台市都市計画マスタープラン（令和 3 年 3 月策定）

「基本方針 4：杜の都の継承と安全・安心な都市環境の充実」に対して、各部門別の方針の一つとして「みどりと水による潤いのある都市空間の形成」や「歴史や文化・伝統などを生かした景観の形成」などが挙げられており、史跡地内に所在する居久根(いぐね)との関連から、本史跡の整備もこの方向性に則って行う必要がある。また、「都市施設などの防災・減災機能の強化」や「防犯に配慮した都市の構築」などの部門別の方針も挙げられており、史跡地内のオープンスペースの整備についてはこの方向性に則って行う必要がある。

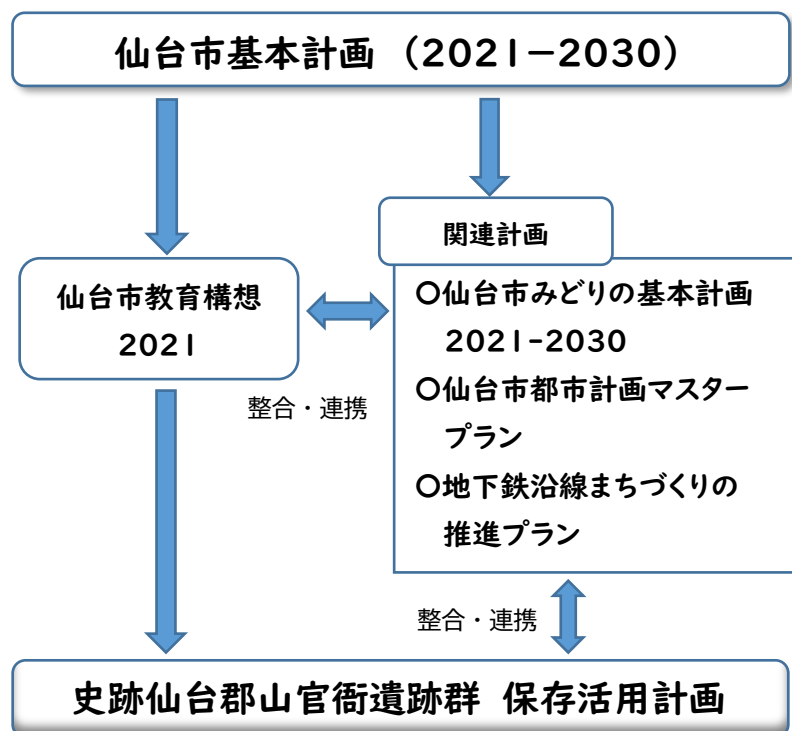
③地下鉄沿線まちづくりの推進プラン（令和 4 年 3 月策定）

方針 1『「安全安心で誰もが快適に暮らしやすいまち」の創造』のうち、方向性③「暮らしの質を高める美しい街並み景観の形成」において、「・・・農村の原風景ともいえる居久根など、これら沿線の美しい地域景観

資源の保全を図ります。」（プラン P18）とあり、本史跡中心部にあるケヤキもこの施策の一つとして位置付けられる。

また方針 3『「多種多様な資源を体験できる魅力的で楽しいまち」の創造』のうち、方向性⑨「沿線の多様な資源に触れることができる空間の形成」において、「市内外から多くの人々が訪れ、本市の新たな魅力や交流が生み出されるような、多様な機能・価値を持った開かれた空間の整備等を推進します。」

（プラン P22）としており、本史跡においてもこの方向性を活かした整備が求められる。



第 図 主な関連計画との関係

(3) SDGs との関わり

SDGs（持続可能な開発目標）17 のゴール（目標）のうち、11「住み続けられるまちづくりを」のターゲットに、11-4「世界の文化遺産や自然遺産を保護し、保っていくための努力を強化する。」が位置づけられている（公益財団法人日本ユニセフ協会ホームページ）ことから、SDGs 達成への貢献を目指していく。



(4) 開発計画

特になし

(5) 宮城県文化財保存活用大綱

平成 30 年 6 月の文化財保護法改正を受けて、宮城県が実施する文化財にかかる事業とその目標を再整理し体系化することなどを目的として、令和 3 年 3 月に当該大綱が策定された。その中で、保存・活用に関する現状と課題の一つとして、個別の保存活用計画の変化する社会状況を踏まえた改定の必要性が指摘されている（大綱 P17）。また、そうした課題を踏まえた基本方針が 4 つ示されている（大綱 P46）。そのうち、方針 2 として「文化財の歴史的・文化的意義を地域と共有するとともに、保存・活用の方針を明確にするため、保存活用計画の策定を推進」すること（大綱 P52）や、方針 3 として、地域の社会活動や学校教育の中に意図的に文化財を位置付け持続可能な保存・活用を行っていくこと（大綱 P53）などが示されている。

5 計画の構成と内容

- (1) 本計画は、史跡の保存管理・整備活用の基本方針を示すものとする。
- (2) 本計画は、第 1 章で計画策定の目的を整理し、第 2 章で史跡周辺の概要を把握した後、第 3 章で史跡指定の概要及び各種調査結果を整理した上で、第 4 章で史跡の本質的価値を再整理する。第 5 章で保存・管理、活用、整備、運営・体制整備の 4 項目について、現状・課題を把握した上で、第 6 章で本計画の基本理念及び前述の 4 項目についての基本方針を定める。第 7～10 章では、前述の 4 項目について具体的な方向性・方法等について示す。第 11 章では、本計画の実施計画や点検評価の方向性・方法を示すものとする。
- (3) 活用・整備についての具体的な計画は、本計画をもとに別途定めるものとする。

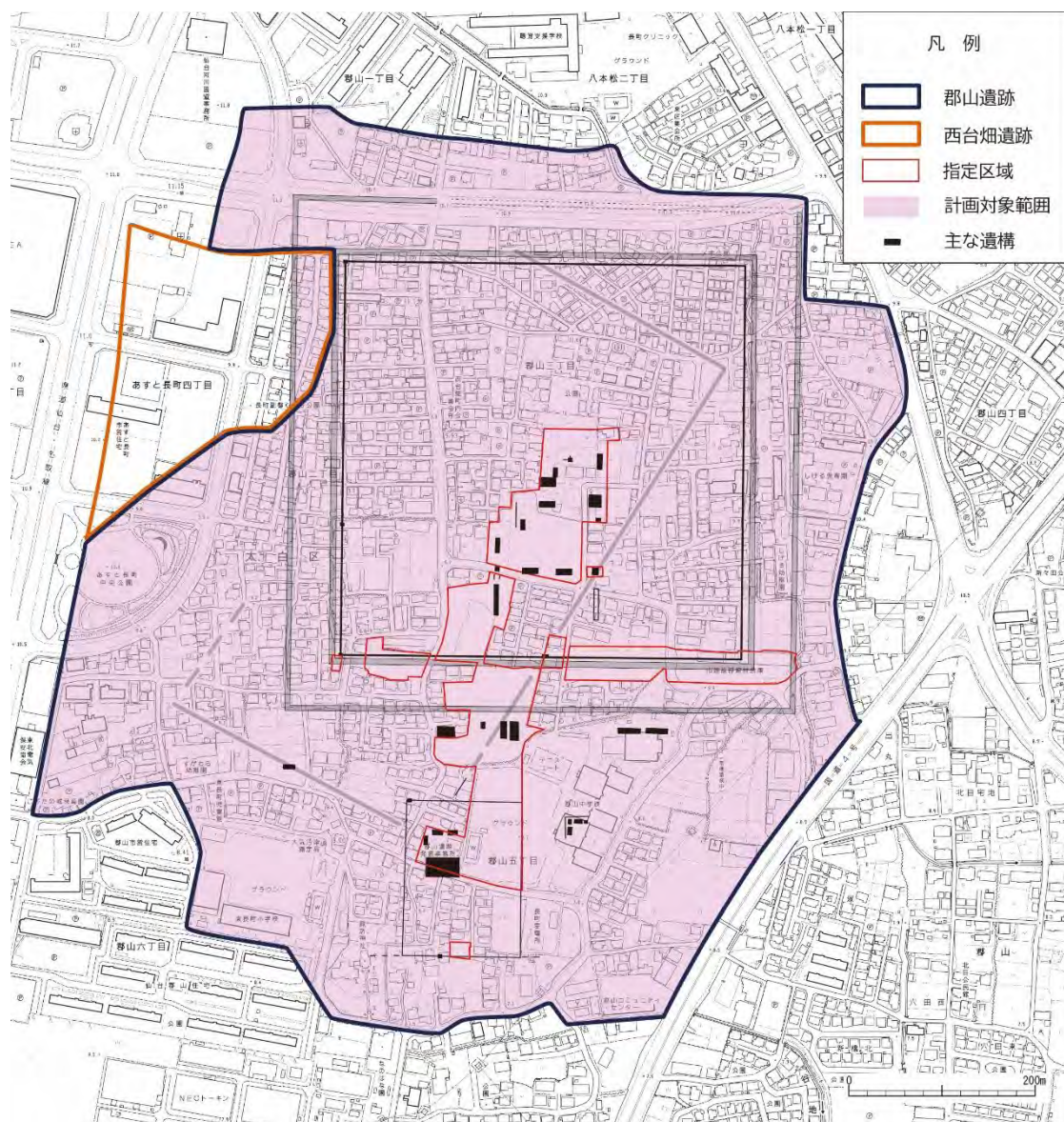
6 計画の期間

本計画の期間は令和 6 年度～25 年度の 20 年間とするが、本計画は現在の社会状況を踏まえてのものであるため、今後の社会状況の変化や史跡の保存、整備活用事業の進展に応じ、おおむね 10 年間で見直しを図るものとする。計画期間後は、社会環境の変化や調査研究の進展に応じて新たな視点を加えて、再策定等を検討することとする。

7 計画の対象範囲（第●図のとおり）

史跡仙台郡山官衙遺跡群は、周知の埋蔵文化財包蔵地（＝遺跡）である郡山遺跡のうち、飛鳥～奈良時代の官衙（役所）・寺院跡の中核部を史跡指定したものであり、史跡指定範囲の周辺にも官衙の範囲や、関連遺構の分布が広がっている。

そのため、本計画では史跡指定範囲を中心に、郡山遺跡の範囲および、隣接する西台畑遺跡のうち、現時点で官衙を構成する遺構の存在が想定される範囲を対象範囲とする。



第 図 計画の対象範囲



写真 航空写真(平成 21 年・東から撮影)

第2章 史跡周辺の概要

1 自然環境

(1) 位置と地形

仙台市は市域の北端から西端にかけて、東北地方の脊梁と言われる奥羽山脈が走り、市域の最高地点を一角にもつ船形山（標高 1,500m）をはじめ、標高 1,000m 級の山並みが連なっている。その東には、広い丘陵地が続き、その間を七北田川、広瀬川、名取川が東流して太平洋に注ぎ、これら 3 河川の堆積によって形成された平野が丘陵地の東側に広がっている。中流域には河岸台地や段丘が発達し、これらと丘陵地の一部は主として市街地、西部の山地と丘陵地は山林、東部の低地は主に農耕地となっている。仙台郡山官衙遺跡群がある太白区は、市の南部に位置し、東は太平洋、西は山形県境と接し、名取川に沿って東西に带状に延びている。

仙台郡山官衙遺跡群は仙台市南部の太白区郡山に所在し、市街中心部から東南約 5 km に位置する。J R 東北本線長町駅の東側一帯に広がる郡山遺跡の中核部が平成 18(2006)年に史跡指定されたものである。仙台平野を東流する名取川とその支流である広瀬川とに挟まれた、郡山低地の中央やや東寄りの標高 8~11m の自然堤防と後背湿地上に立地している。遺跡内には数条の旧河道が認められるが、中でも遺跡南側に入りこんだ旧河道は顕著であり、現状でも 1~1.5m の比高差が認められる。また、発掘調査によって遺跡北西部にも古代に遡る河川跡が発見されている。

郡山の地に古代陸奥国の役所・寺院跡である本史跡が立地する理由としては、①名取川と広瀬川が本史跡から南東へ 1.5 km で合流し、この合流点から名取川の河口までが 6 km と近く、太平洋の海上交通や河川交通上、利便性の高い位置であること、②東北地方の北と南をつなぐ仙台平野のほぼ中央に位置するとともに、仙台湾の海岸線から奥羽山系までの最短距離ライン上にあり、名取川を遡って峠を越え、山形県の内陸部（最上・置賜地方）へも移動しやすい位置にあること、③名取川・広瀬川は渇水期に郡山付近において徒歩での渡河が可能であったとみられ、周辺に古代の官道である「東山道」も通っていたと推測されるなど、古代の陸上交通においても重要な位置と考えられること、などが挙げられる。



仙台平野の広がり（仙台市史特別編 1
自然 より引用、一部加筆）



郡山遺跡周辺から太平洋を望む（昭和 62 年撮影）（西から撮影）



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 1/50,000 地形図を複製したものです。(承認番号 平 19 東複第 224 号)

第 図 仙台市と仙台郡山官衙遺跡群の位置

(2) 気候

仙台郡山官衙遺跡群の位置する仙台市南部の気候は、太平洋に面した海洋性気候のため、寒暖の差が少なく、冬は奥羽山脈からの乾いた北西の風のために、積雪も少ない特徴がある。過去 10 年間（2010～2019 年）の記録では、年平均気温が 13.2℃（最高 37.3℃，最低 -7.4℃），平均年間合計降水量は 1,281.1 mm となっている。

(3) 植生

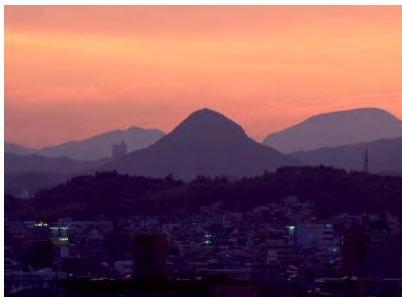
史跡地周辺は宅地化が進んでおり、史跡地内に所在する居久根（いぐね＝屋敷林）が周辺一帯における貴重な植生となっている。史跡地内の居久根（いぐね）は北～東に「」（かぎ）状に植えられたケヤキからなり、その他にツバキ等も混生している。

史跡地内の居久根（いぐね）（南から撮影）



(4) 景観

昭和 50 年代中頃まで長町駅東側は農地の多い地区だったこともあり、郡山遺跡から 8.25 km 西方にある太白山（標高 320.61m）を見ることができた（位置は●頁の地図参照）。官衙が造営された当時も太白山を見ることができたと想定され、官衙において行われた儀式等との関連も推測されている。しかし、近年は高層建築物の増加に伴い、遺跡内から太白山が見える地点はごく僅かとなっている。



遺跡内から太白山を望む（平成初め頃撮影）



遺跡内から太白山を望む（令和 4 年撮影）

2 社会的環境

※刊行時 最新のデータに更新

仙台市は、宮城県の中央部に位置し、明治22年の市制施行以来、7回にわたって周辺市町村を編入し、現在の総面積は約786 k m²で、政令指定都市の中では浜松市、静岡市、札幌市、広島市、京都市に次ぐ第6位の広さになっている。また推計人口は、1,097,294人（令和3年5月1日現在）で、東北の中核都市として発展を続けている。

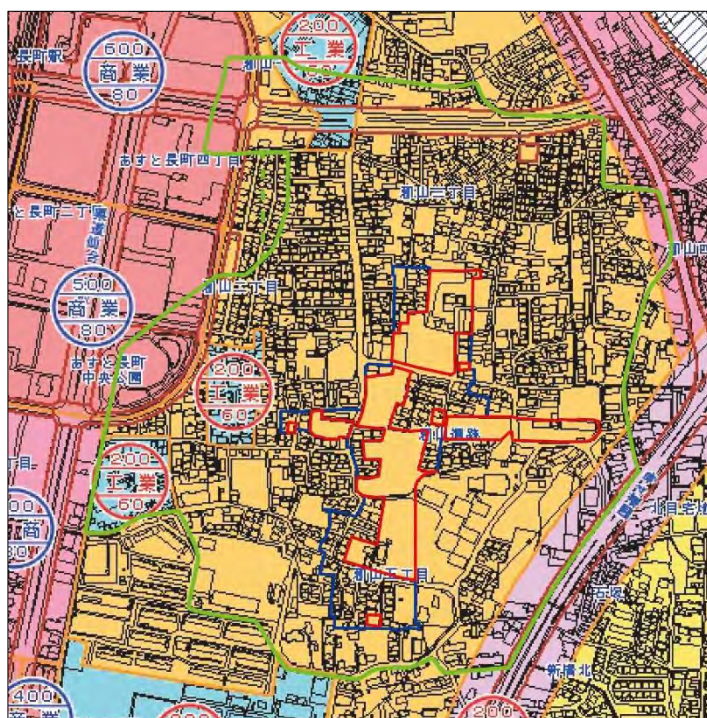
※刊行間近に再度確認を行い、刊行時の最新の状況を反映する予定です

(1) 計画対象範囲における文化財保護法以外の法令による規制

（図は「仙台市都市計画情報インターネット提供サービス」（令和 6 年●月時点）をもとに、指定区域等を追加）

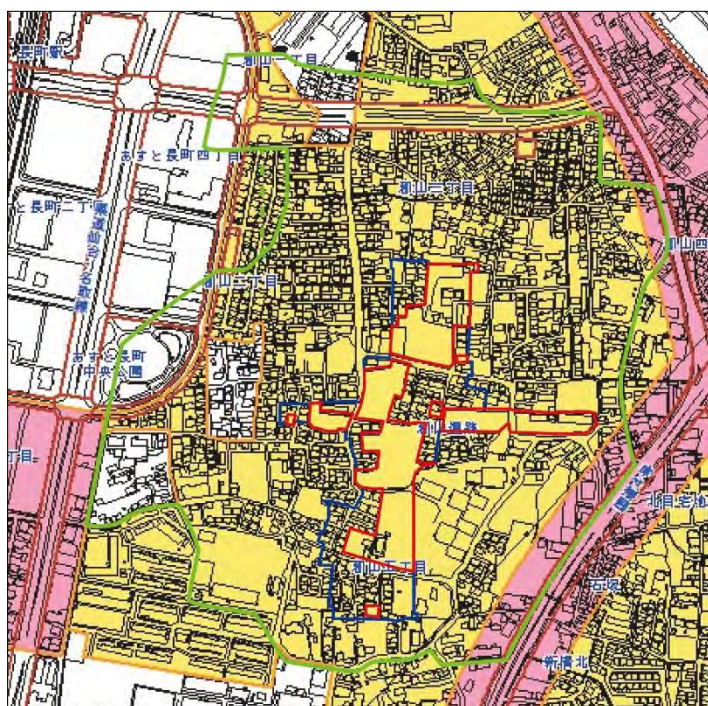
①都市計画法

史跡指定地および史跡を目指す範囲は、「都市計画地域」の市街化区域（「第二種住居地域・第3種高度地区」）に指定されている。郡山遺跡の一部は、「都市計画地域」の市街化区域（「工業地域・高度指定なし」，「商業地域・高度指定なし」，「準工業地域・第4種高度地区」，「近隣商業地域・第4種高度地区」）に指定されている。



- 凡例
- 計画の対象範囲
 - 指定区域
 - 将来指定を目指す範囲
 - 第二種住居地域
 - 近隣商業地域
 - 商業地域
 - 準工業地域
 - 工業地域
 - 都市施設境界線

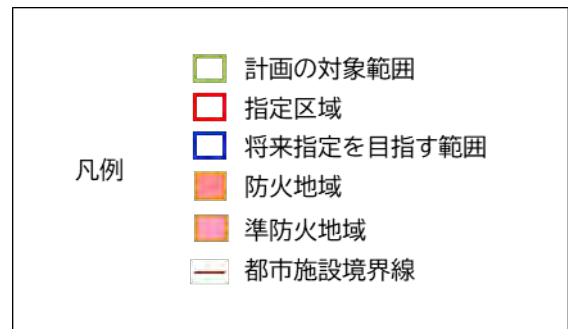
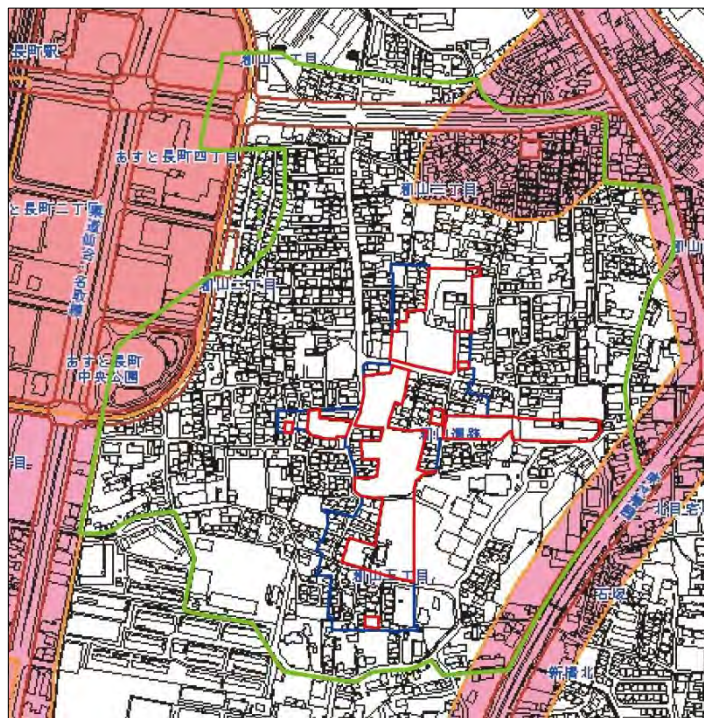
第 図 用途地域 区域図



- 凡例
- 計画の対象範囲
 - 指定区域
 - 将来指定を目指す範囲
 - 第3種高度地区
 - 第4種高度地区
 - 都市施設境界線

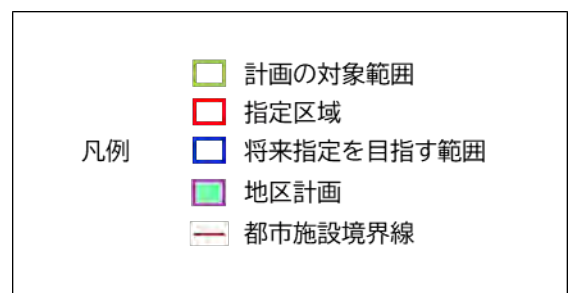
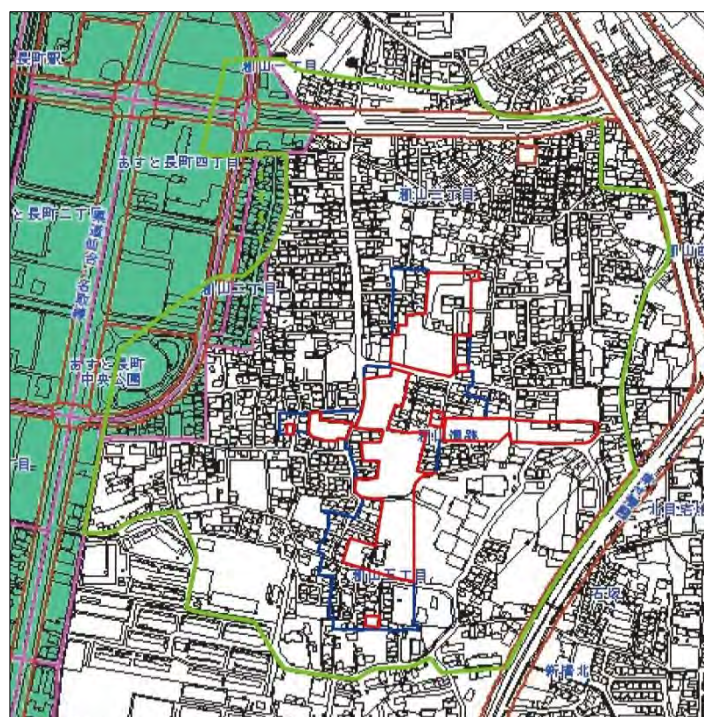
第 図 高度地区 区域図

また、郡山遺跡の一部は、「防火地域」および「準防火地域」に指定されている。



第 図 防火指定 区域図

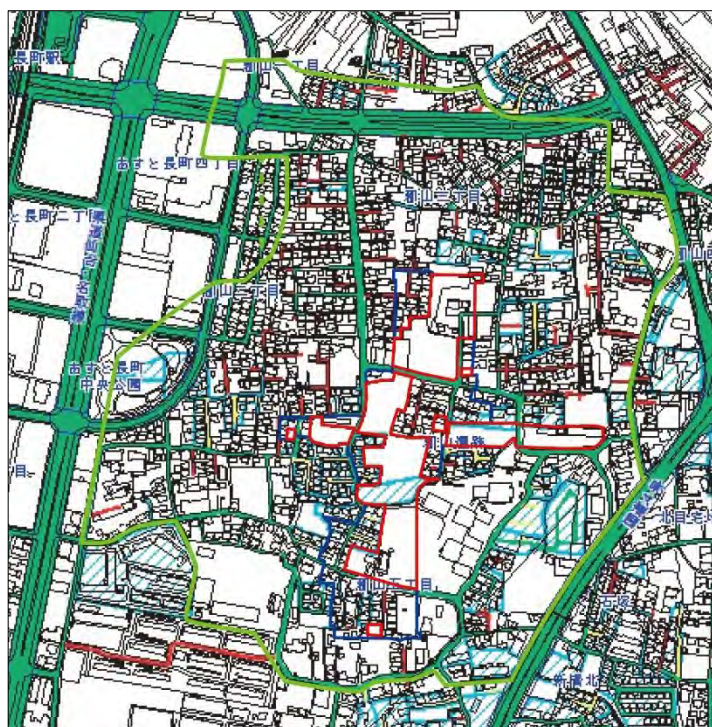
なお、郡山遺跡の一部は、都市計画法の規定による地区計画が定められた区域（「あすと長町東部」・「あすと長町中央」）である。



第 図 地区計画 区域図

②道路法・道路交通法

市道について適用されている。

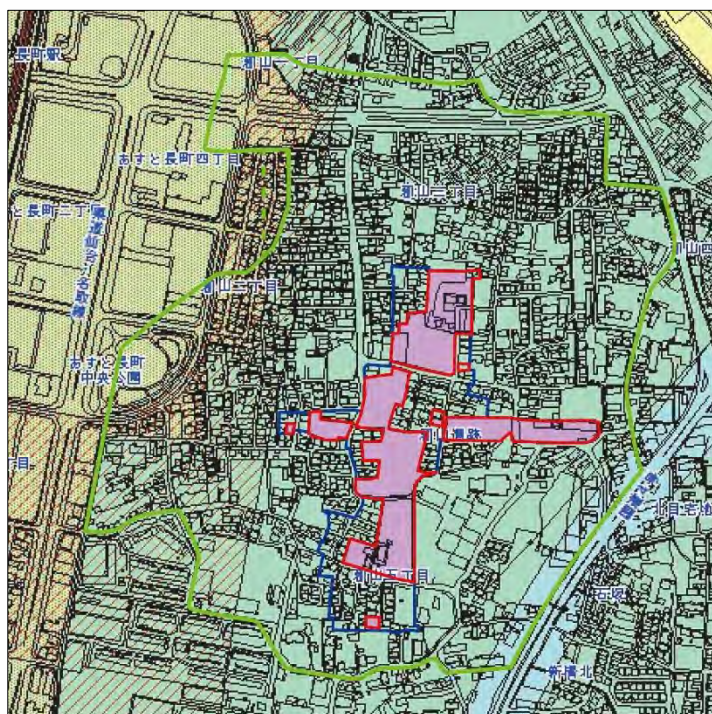


- 凡例
- 計画の対象範囲
 - 指定区域
 - 将来指定を目指す範囲
 - 1項1号道路(国県市道)
 - 1項2号道路(都市計画等事業道路)
 - 1項5号道路(位置指定道路)
 - 1項5号道路(位置指定道路)
 - 2号道路(狭あい道路)
 - 開発行為許可区域

第 図 指定道路図

③仙台市屋外広告物条例

史跡指定地は「禁止区域」、史跡を目指す範囲および郡山遺跡範囲は「禁止区域」および「第二種許可区域」に指定されている。

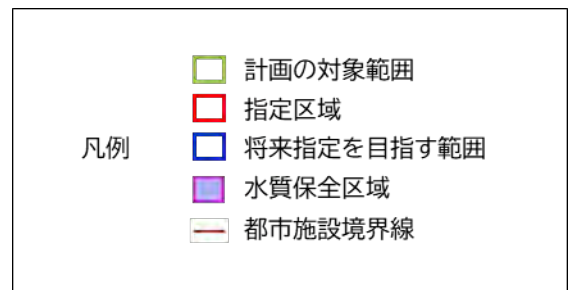
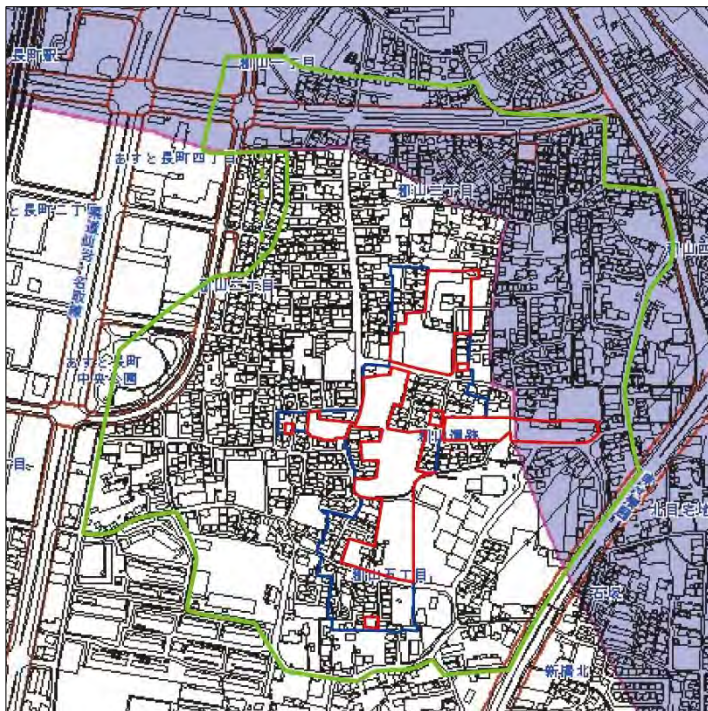


- 凡例
- 計画の対象範囲
 - 指定区域
 - 将来指定を目指す範囲
 - 第一種許可地域
 - 第二種許可地域
 - 指定文化財(建造物等)
(禁止区域)
 - 道路・鉄道から展望することが
できる地域
 - 地区計画(屋外広告物の基準
があるもの)

第 図 仙台市屋外広告物条例
に基づく区域図

④広瀬川の清流を守る条例

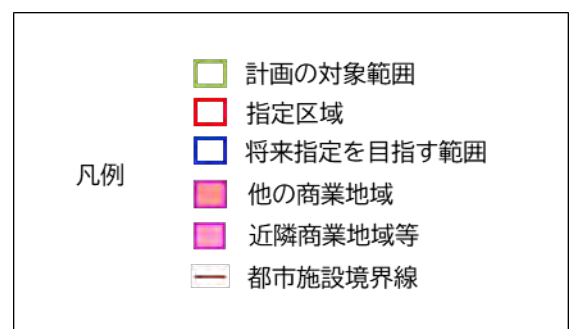
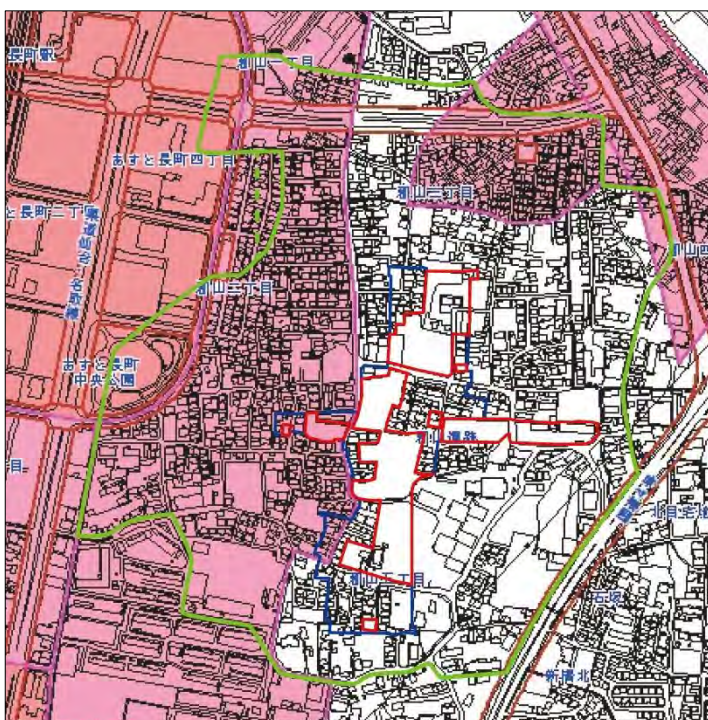
史跡指定地および郡山遺跡範囲の一部が「水質保全区域」に指定されている。



第 図 広瀬川の清流を守る条例に基づく区域図

⑤建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例（駐車場附置義務条例）

史跡指定地および史跡を目指す範囲の一部が「近隣商業地域等（周辺地区）」, 郡山遺跡範囲の一部が「近隣商業地域等（周辺地区）」および「他の商業地域」に指定されている。



第 図 駐車場附置義務条例に基づく区域図

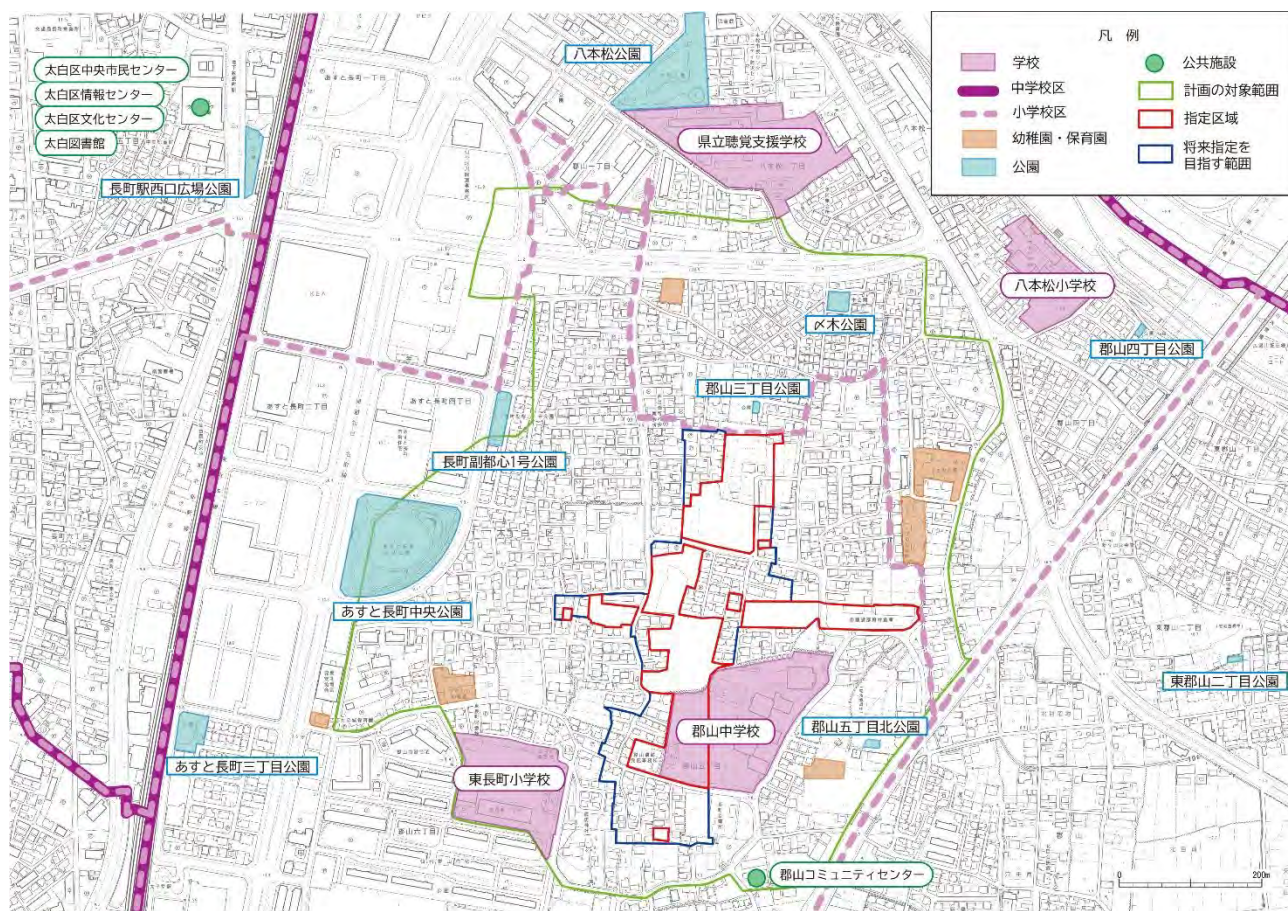
(2) 周辺施設

仙台郡山官衙遺跡群周辺には、東長町小学校、八本松小学校、郡山中学校、県立聴覚支援学校が所在し、計画対象範囲内には幼稚園・保育園が5園所在するなど、教育施設等が多く所在する。

史跡指定地および将来指定を目指す範囲は、東長町小学校区、郡山中学校区であり、計画対象範囲は東長町小学校区、八本松小学校区および郡山中学校区である。

公共施設としては、計画対象範囲内には郡山コミュニティ・センターが所在するほか、長町駅西側に太白区中央市民センター、太白区情報センター、太白区文化センター、太白図書館が所在する。

公園は、計画対象範囲内およびその近辺に、ㄨ木公園、郡山三丁目公園、郡山五丁目北公園、あすと長町中央公園、長町副都心1号公園などが所在する。



(平成 28 年修正・都市計画基本図を加工)

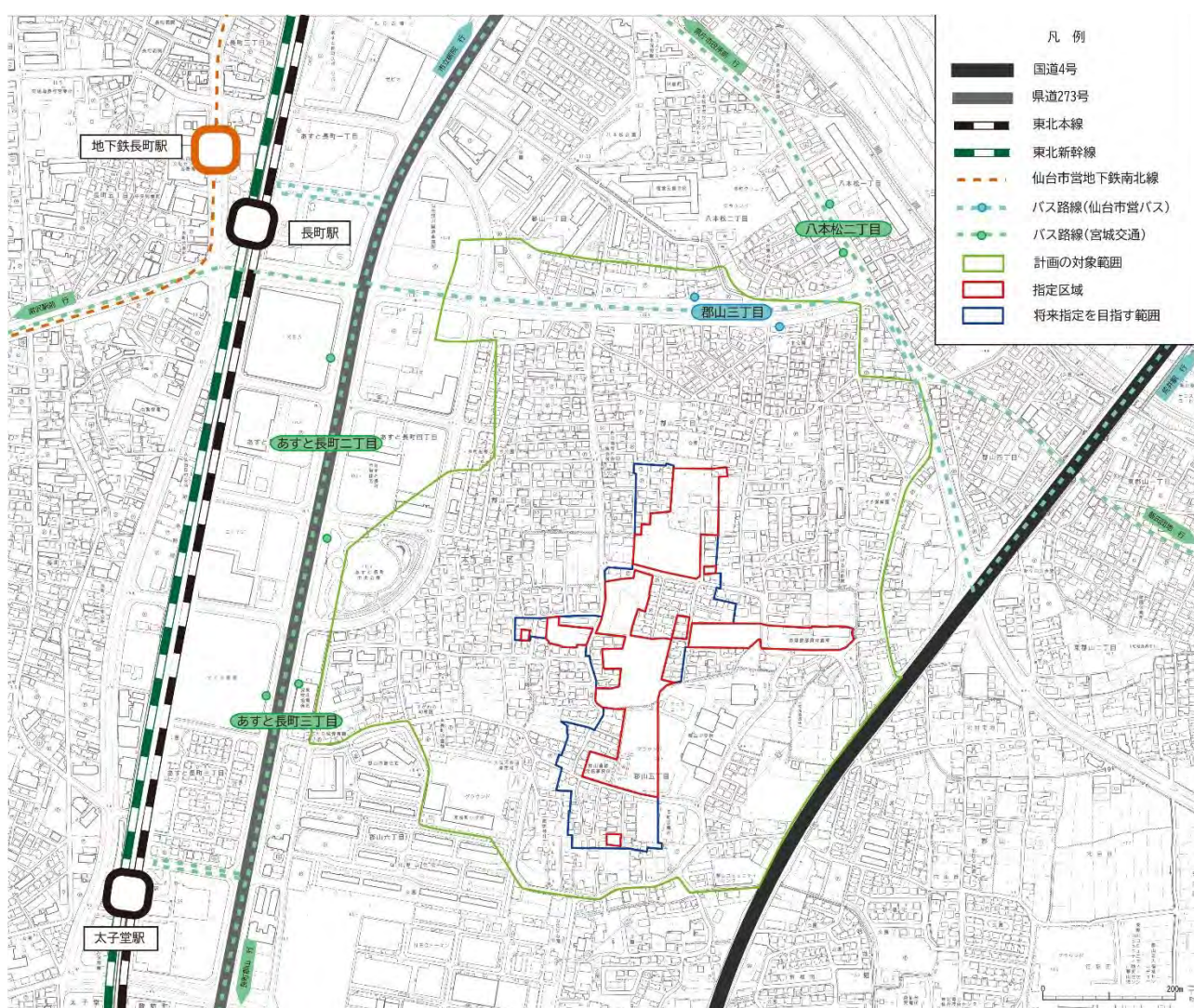
第 図 周辺施設図

(3) 交通

仙台郡山官衙遺跡群周辺の主要な幹線道路は、東側に国道4号、西側に県道273号が通る。

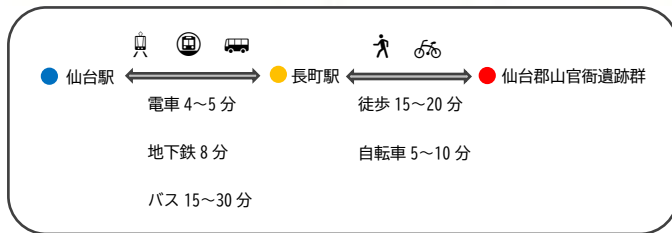
また、西側には東北新幹線・JR東北本線・仙台市地下鉄南北線の長町駅や、JR太子堂駅が所在する。周辺バス停としては、仙台市営バス「郡山三丁目」や、宮城交通「八本松二丁目」・「あすと長町二丁目」・「あすと長町三丁目」などがある。

海外を含めた仙台市外から史跡仙台郡山官衙遺跡群を訪れる場合は、飛行機・鉄道等を用いて仙台駅を経由し、仙台駅からJR・地下鉄・バス等で長町駅に向かい、長町駅から徒歩・レンタルサイクル等で史跡地を訪れる方法と、自動車にて国道4号または東北自動車道（仙台南I.C.・仙台宮城I.C.）から史跡地を訪れる方法がある。

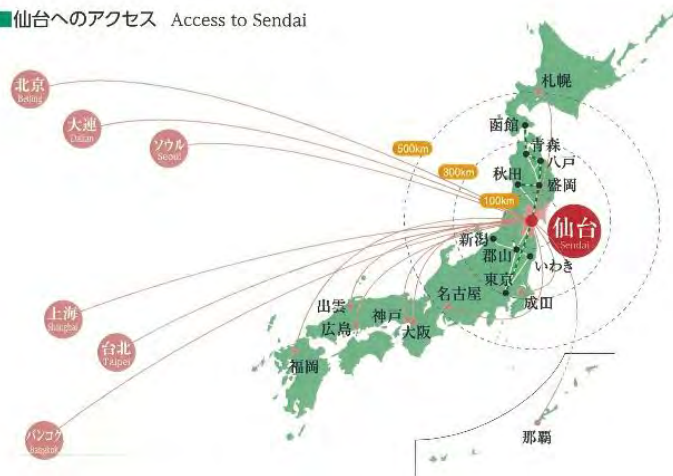


(平成28年修正・都市計画基本図を加工)

第 図 交通現況図



■ 仙台へのアクセス Access to Sendai



○ 航空国内線 Domestic Flights

From	Flight Time	To
札幌 (新千歳) Sapporo (New Chitose)	1 時間 5 分	仙台空港 Sendai Airport
成田 Narita	1 時間	仙台空港 Sendai Airport
名古屋 (中部) Nagoya (Chubu)	1 時間 5 分	仙台空港 Sendai Airport
大阪 (関西) Osaka (Kansai)	1 時間 20 分	仙台空港 Sendai Airport
大阪 (伊丹) Osaka (Itami)	1 時間 10 分	仙台空港 Sendai Airport
神戸 Kobe	1 時間 20 分	仙台空港 Sendai Airport
出雲 Izumo	1 時間 25 分	仙台空港 Sendai Airport
広島 Hiroshima	1 時間 20 分	仙台空港 Sendai Airport
福岡 Fukuoka	1 時間 45 分	仙台空港 Sendai Airport
沖縄 (那覇) Okinawa (Naha)	2 時間 45 分	仙台空港 Sendai Airport

○ 航空国際線 International Flights

From	Flight Time	To
ソウル Seoul	2 時間 5 分	仙台空港 Sendai Airport
上海 Shanghai	2 時間 45 分	仙台空港 Sendai Airport
北京 Beijing	5 時間 20 分	仙台空港 Sendai Airport
大連 Dalian	2 時間 45 分	仙台空港 Sendai Airport
台北 Taipei	3 時間 30 分	仙台空港 Sendai Airport
バンコク Bangkok	5 時間 41 分	仙台空港 Sendai Airport

注) 新型コロナウイルスの影響等により、国際線は全て運休中です。国内線についても、ダイヤに変更が生じる場合があります。

Note: All international flights are suspended due to the impact of COVID-19. Regarding domestic flights schedules, they may be subject to change.

2022年5月現在
As of May, 2022

データ仙台 2022 より引用 (一部加筆)

(4) 産業・観光

市内の産業は、商業・サービス業を中心とした第 3 次産業の比率が高く、その多くが市外にある本社等の支店・支社であることから「支店経済」とも呼ばれ（データ仙台 2022）、東北におけるビジネスの拠点となっている。

市内の観光客入込数は 1,921.6 万人、宿泊者数は 476.7 万人、そのうち外国人宿泊者数は 3.4 万人(令和 4 年)。国内観光客は関東地方や東北地方が多く、全体の 6 割を占めている。(令和 4 年 仙台市観光統計基礎データ)

(5) 防災

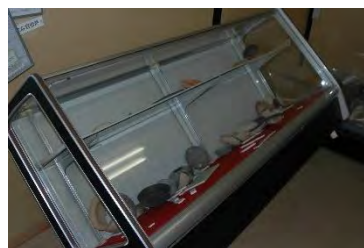
大雨災害については、計画対象範囲の大半が洪水浸水想定区域（南側の一部は早期に立退き避難が必要な区域）であり、史跡地周辺では大雨時に冠水する場合もある。

地震災害については、史跡地の一部が周辺町内会の「いっとき避難場所」となっており、必要に応じて、指定避難所に避難する前の集合場所として使用されている。

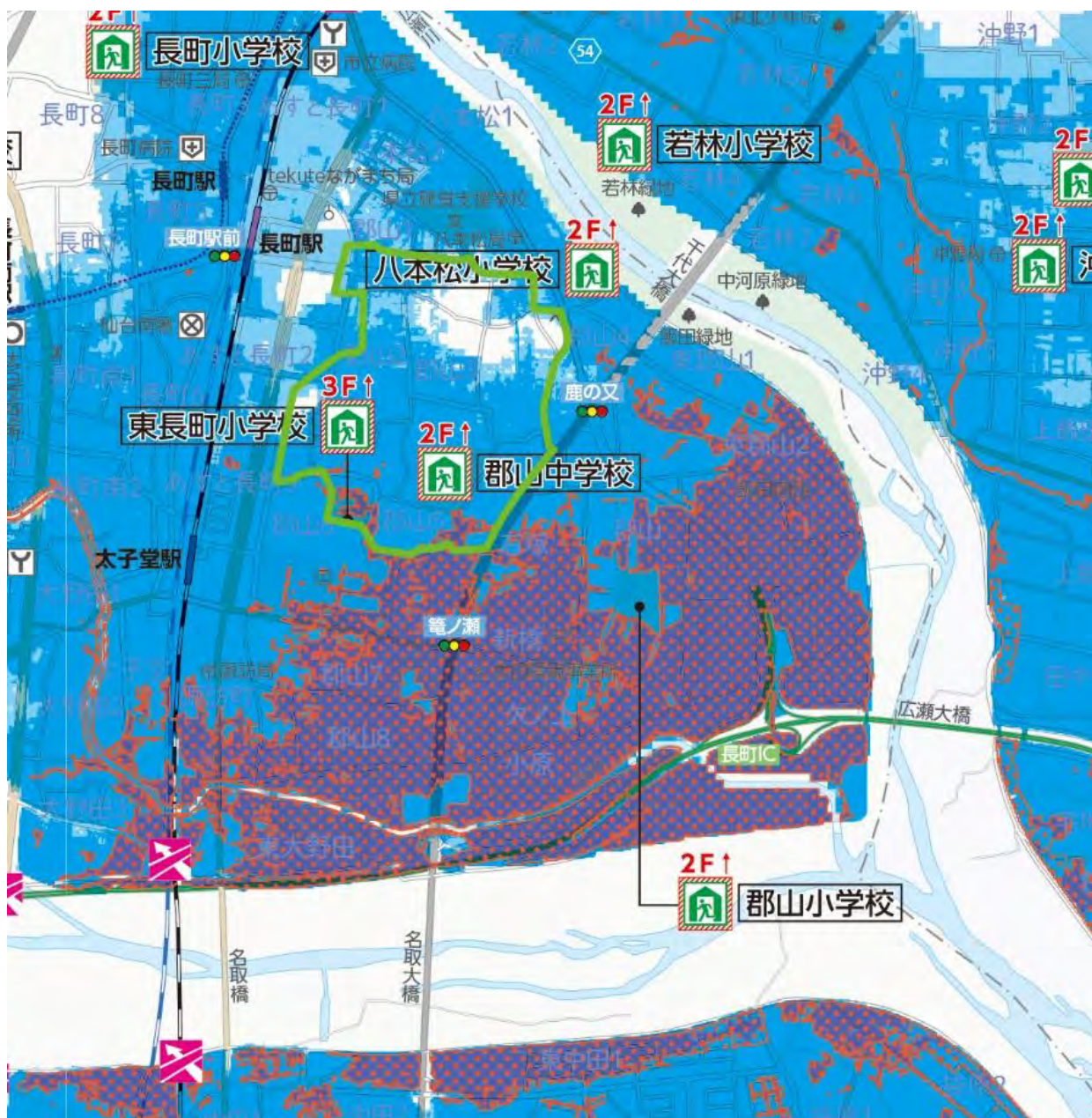
東日本大震災においては、郡山遺跡の所在する仙台市太白区において震度 5 強を観測しており、史跡地内に所在した発掘調査事務所および収蔵庫・展示室として使用していたプレハブが被災したことにより、以後遺物の展示を中断している。



東日本大震災による史跡地内収蔵庫の被災状況

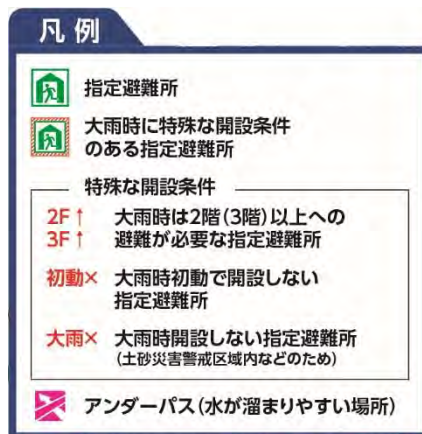
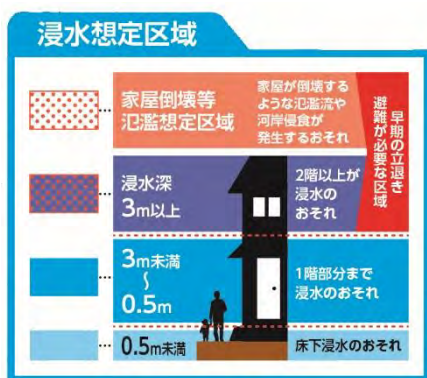


東日本大震災による史跡地内展示室の被災状況



仙台防災ハザードマップ(太白区)を一部抜粋し，加工

 計画の対象範囲



第 図 防災関係図

3 歴史的環境

(1) 史跡地周辺の歴史的変遷

【旧石器時代】

郡山低地の後背湿地上にある富沢遺跡(第●図②)からは、火を焚いた跡とその周りから 100 点以上の石器が出土している。当時の環境を復元できる樹木や葉、昆虫、動物の糞なども発見され、2 万年前の仙台の様子を伝えている。

【縄文時代】

縄文時代の後期になると沖積地に遺跡が集中する様相がみられ、郡山遺跡でも遺構は明確ではないが、官衙の下層から縄文時代後期後半の土器や、縄文時代晩期の土器片が出土しており、何らかの活動が行われたと考えられる。



縄文時代後期の

遺構・遺物

【弥生時代】

郡山遺跡では弥生時代前期初頭の土器片や中期中頃以前の水田跡が見つかり、隣接する西台畑遺跡(第●図⑳)からも中期中頃の合わせ口土器棺とみられる土器や、人骨を伴う土壇墓が見つっている。また、富沢遺跡(第●図②)では弥生時代中～後期の大規模な水田跡が見つかるなど、郡山低地は生産域や墓域としての利用が窺える。



弥生時代の水田跡

【古墳時代】

古墳時代中期後半から後期にかけて小規模な円墳や前方後円墳からなる大野田古墳群(第●図⑯)が名取川の北岸につくられている。郡山遺跡でも古墳周溝とみられる溝跡が見つっているが、詳細は不明である。郡山遺跡から北西へ約 1.5 km の向山地区では丘陵斜面に横穴墓群(第●図㉑)がつくられ、奈良時代まで継続する横穴墓もある。



古墳周溝とみられる溝

【飛鳥・奈良時代】

郡山遺跡や隣接する長町駅東・西台畑遺跡(第●図⑲・㉒)では、Ⅰ期官衙が造営される前から竪穴住居が造られており、関東地方の特徴を持つ土師器が出土している。Ⅰ期官衙の造営に先立ち、関東地方からの移住があったものと考えられる。7 世紀中ごろ～末葉にはⅠ期官衙、7 世紀末葉～8 世紀半ば頃にはⅡ期官衙が機能していたが、多賀城の創建や国分寺・国分尼寺の建立の中で官衙は順次機能を終えたと考えられる。なお、8 世紀には出来上がっていたとみられる東山道(未発見)は、名取川・広瀬川の徒歩での渡河可能地点から考えて郡山遺跡周辺を通っていたと推測される。

【平安時代】

仙台平野南部の平安時代の遺跡は、自然堤防上において拡大し、検出される竪穴住居跡の軒数も増加するが、郡山遺跡では 10 世紀前半代に降下した灰白色火山灰の時期を前後する水田跡が見つかり、生産域として利用されていたと考えられる。また、郡山遺跡では古代末期のものと推測される溝跡も見つかり、道路や屋敷の区画となる可能性が考えられている。



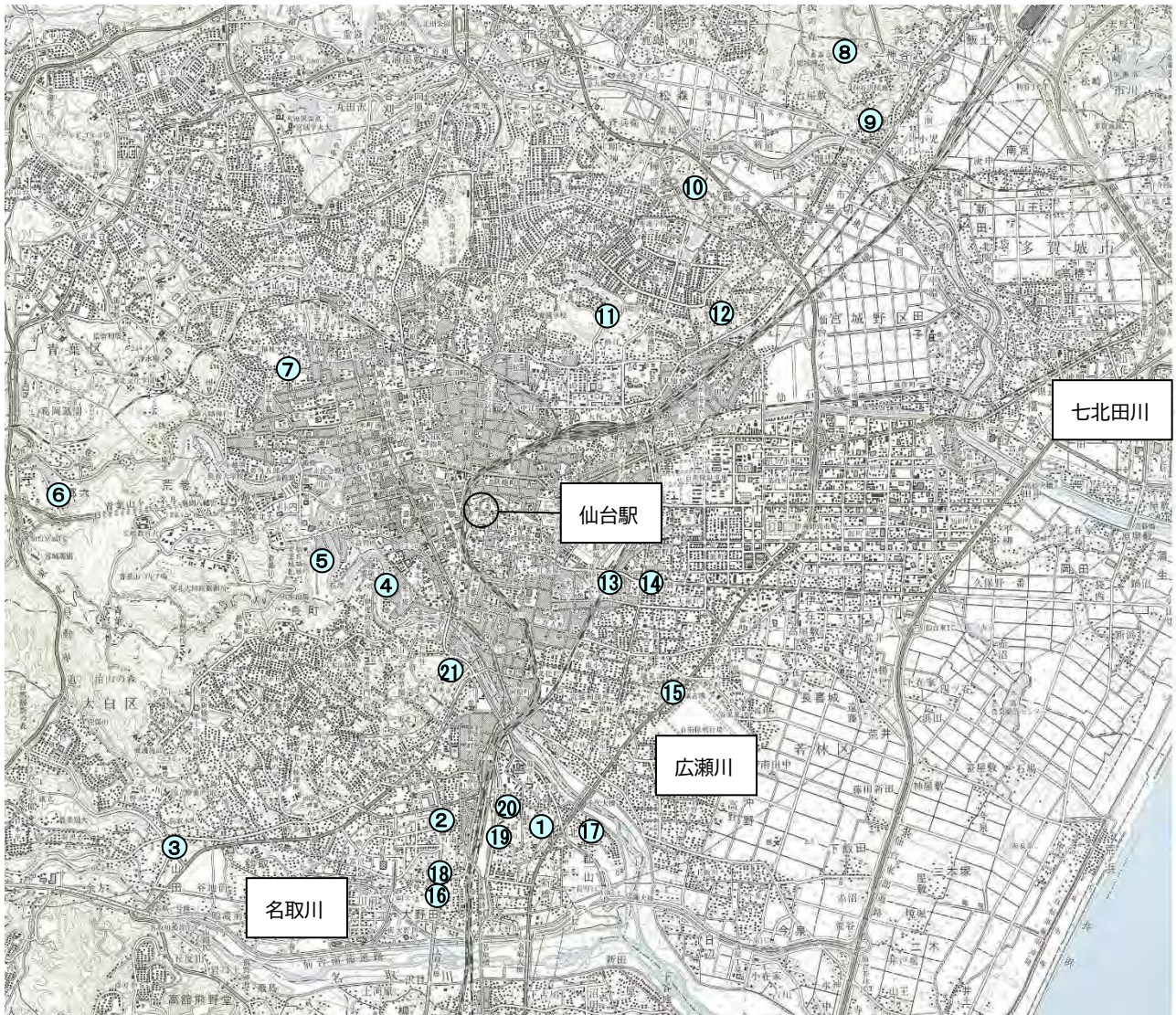
古代末期の溝跡

【中世】

仙台平野南部の各所から堀により区画された屋敷跡が発見されており、富沢遺跡(第●図②)などでは 13 世紀以降、水田が屋敷跡近くで作られていたことがわかっている。郡山遺跡では古代以降とみられる水田跡が見つっているが、屋敷跡等は見つからない。なお、鎌倉時代の奥州合戦時には、郡山を通っていたと推定される奥大道(未発見)を源頼朝軍が通過したと考えられる。

【近世以降】

関ヶ原の合戦が起こると、伊達政宗は慶長 5(1600)年 7 月に名取郡北目城(第●図⑦)に入り、ここを拠点として上杉方と対峙した。安永元(1772)年に完成した「封内風土記」によれば、郡山村は戸口 67, 男女 375 人と神社や古塁(北目城)などがあると記されている。江戸時代以降明治初年まで奥州街道沿いの長町と隣接しながら、郡山は農村的な姿を留めていたようである。明治 20(1887)年に塩釜まで東北本線が開通すると、郡山の地は長町方面と線路により分断されたこともあり、長く農村の風景を留めていたが、昭和 40 年代に国道 4 号線が開通すると宅地化が進んだ。



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 1/50,000 地形図を複製したものです。
(承認番号 平 19 東複第 224 号)

①仙台郡山官衙遺跡群	②富沢遺跡(富沢遺跡保存館)	③山田上ノ台遺跡(縄文の森広場)
④経ヶ峯伊達家墓所	⑤仙台城跡	⑥郷六城跡
⑦林子平墓	⑧岩切城跡	⑨東光寺の石窟群域・西平場
⑩松森焰硝蔵跡	⑪与兵衛沼窯跡	⑫善応寺横穴古墳群
⑬陸奥国分寺跡	⑭陸奥国分尼寺跡	⑮遠見塚古墳
⑯大野田古墳群	⑰北目城跡	⑱大野田官衙遺跡
⑲長町駅東遺跡	⑳西台畑遺跡	㉑向山横穴墓群

第 図 仙台市内の国指定史跡、主な市指定史跡など

(2) 仙台市の文化財

仙台市内には、国指定文化財をはじめ多くの指定文化財がある。国指定史跡としては、大正11(1922)年に指定された奈良時代建立の陸奥国分寺跡をはじめ、古墳時代の遠見塚古墳、奈良時代の陸奥国分尼寺跡、中世の岩切城跡、近世の林子平墓、仙台城跡などがあり、仙台郡山官衙遺跡群は市内7番目の史跡として指定されたものである。

これらの史跡は、約3万年前の旧石器時代からはじまる仙台の歴史を物語る上で、各々の時代を代表する遺跡であり、なかでも仙台郡山官衙遺跡群は今から約1300年前の飛鳥時代の仙台平野を語る上で欠くことのできない遺跡として位置付けられる。以下に国指定文化財等を示す。

第1表 仙台市内の主な文化財

【国指定文化財】			
種 類	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
史 跡	陸奥国分寺跡(第●図⑬)	若林区木ノ下二丁目,三丁目	大正 11 年 10 月 12 日
	陸奥国分尼寺跡(第●図⑭)	若林区白萩町	昭和 23 年 12 月 18 日
	林子平墓(第●図⑦)	青葉区子平町	昭和 17 年 7 月 21 日
	遠見塚古墳(第●図⑮)	若林区遠見塚一丁目ほか	昭和 43 年 11 月 8 日
	岩切城跡(第●図⑧)	宮城野区岩切字入山ほか	昭和 57 年 8 月 23 日
	仙台城跡(第●図⑤)	青葉区荒巻字青葉無番地ほか	平成 15 年 8 月 27 日
	仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山廃寺跡(第●図①)	太白区郡山二丁目,三丁目,五丁目,六丁目	平成 18 年 7 月 28 日
名 勝	秋保大滝	太白区秋保町馬場字大滝	昭和 17 年 3 月 7 日
	磐司	太白区秋保町馬場字岳山	昭和 20 年 2 月 22 日
天 然 記 念 物	ニホンカモシカ	地域を定めず指定	昭和 30 年 2 月 15 日
	苦竹のイチョウ	宮城野区銀杏町	大正 15 年 10 月 20 日
	朝鮮ウメ	若林区古城二丁目	昭和 17 年 9 月 19 日
	青葉山	青葉区荒巻字青葉	昭和 47 年 7 月 11 日
	姉滝	太白区秋保町馬場字岳山	昭和 9 年 8 月 9 日
	東昌寺のマルミガヤ	青葉区青葉町	平成 7 年 3 月 20 日
有 形 文 化 財	国宝 大崎八幡宮 本殿 石の間 拝殿 附棟札 1 枚	青葉区八幡町四丁目	明治 36 年 4 月 15 日
	大崎八幡宮長床	青葉区八幡町四丁目	昭和 41 年 6 月 11 日
	陸奥国分寺薬師堂 附厨子 1 基・棟札 1 枚	若林区木ノ下三丁目	明治 36 年 4 月 15 日
	東照宮本殿・唐門・透塀・鳥居・隨身門 附 厨子 1 基・棟札 1 枚・石燈籠 34 基	青葉区東照宮一丁目	昭和 28 年 3 月 31 日
	木造釈迦如来立像	青葉区八幡四丁目	明治 36 年 4 月 15 日
	太刀	青葉区川内亀岡町	大正 3 年 4 月 17 日
	小紋染胴服	青葉区川内 (三の丸跡)	昭和 53 年 6 月 15 日
	黒漆五枚胴具足 兜・小具足付(伊達政宗所用) 附 黒羅紗地裾緋羅紗山形文陣羽織 1 領 旗 1 旒	青葉区川内 (三の丸跡)	昭和 54 年 6 月 6 日
	銀伊予札白糸威胴丸具足 兜・小具足付 帯 (三沢初子所用)	青葉区川内 (三の丸跡)	昭和 54 年 6 月 6 日
	附 総鹿子裂 2 枚入日記(正徳 2 年 4 月) 1 通	青葉区川内 (三の丸跡)	平成 3 年 6 月 21 日
	国宝 類聚国史 卷第二十五	青葉区川内	昭和 27 年 11 月 22 日
	国宝 史記 (孝文本紀 第十)	青葉区川内	昭和 27 年 11 月 22 日
	塵芥集	青葉区川内 (三の丸跡)	平成 15 年 5 月 29 日
	埴輪甲 埴輪家残闕 埴輪円筒	青葉区片平二丁目	昭和 34 年 6 月 27 日
	陸前国沼津貝塚出土品	青葉区片平二丁目	昭和 38 年 7 月 1 日
	国宝 慶長遣欧使節関係資料	青葉区川内 (三の丸跡)	平成 13 年 6 月 22 日
	坤輿萬図全図(版本) 附 坤輿萬図全図(着色)	泉区紫山一丁目	平成 2 年 6 月 29 日
無 形 文 化 財	精好仙台平	太白区根岸	平成 14 年 6 月 27 日
無形民俗文化財	秋保の田植踊	太白区秋保町湯元,長袋,馬場	昭和 51 年 5 月 4 日
【主な市指定史跡】			
名 称	所 在 地	指 定 年 月 日	
善応寺横穴古墳群(第●図⑫)	宮城野区燕沢二丁目	昭和 43 年 2 月 15 日	
経ヶ峯伊達家墓所(第●図④)	青葉区霊屋下	昭和 59 年 7 月 21 日	
郷六城跡(第●図⑥)	青葉区郷六	昭和 50 年 12 月 11 日	

【主な市指定史跡】		
名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
松森焰硝蔵跡(第●図⑩)	泉区南光台東二丁目	昭和 62 年 5 月 1 日
東光寺の石窟群域・西平場(第●図⑨)	宮城野区岩切字入山	平成 18 年 1 月 17 日
【その他の主な遺跡】		
名 称	所 在 地	
富沢遺跡(仙台市富沢遺跡保存館)(第●図②)	太白区長町南四丁目 3-1	
山田上ノ台遺跡(仙台市縄文の森広場)(第●図③)	太白区山田上ノ台 10-1	
与兵衛沼窯跡(第●図⑪)	青葉区小松島新堤 宮城野区蟹沢	

【仙台郡山官衙遺跡群の関連遺跡】

・大野田官衙遺跡(第●図⑱)

筑川と旧筑川に挟まれた自然堤防上に立地する。幅 3～4m の大溝が、真北方向を基準にして、東西約 196m、南北約 259m の規模で方形に巡らされていることが確認された。大溝の区画内からは真北方向を向いた掘立柱建物跡が、大型のものも含んで 6 棟、東西対称の形で検出されたことから、何らかの官衙遺跡であると考えられる。建物は、2 時期にわたり利用されており、郡山遺跡Ⅱ期官衙とほぼ同時期と考えられるが明確ではない。この遺跡は、北東約 1.5km に位置する郡山遺跡Ⅱ期官衙と密接な関わりが窺える。



・長町駅東遺跡・西台畑遺跡(第●図⑲・⑳)

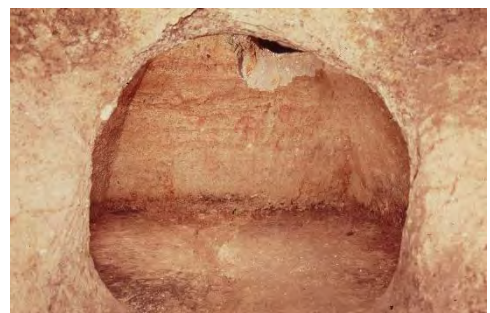
長町駅東遺跡と西台畑遺跡は、広瀬川によって形成された自然堤防から後背湿地にかけて立地し、郡山遺跡の北西と南西に隣接している。両遺跡を合わせて 600 軒を超える竪穴住居跡や掘立柱建物跡などが検出されており、かなりの密度で重複し合っている。関東地方の特徴を示す土器も出土しており、移民の存在や、統治との関わりが想定される。また集落内には幅 4m の大溝跡やこれと平行して配置される材木列や柱列があり、集落内を区画する施設と考えられる。大部分が 6 世紀末葉から 8 世紀初頭の時期で、7 世紀中葉以降は郡山官衙と同時期に存在していることから、郡山遺跡の官衙の造営や維持・管理・運営に携わった人々の集落跡と考えられる。



・向山横穴墓群(第●図㉑)

(大年寺山横穴墓群、愛宕山横穴墓群、宗禅寺横穴墓群、茂ヶ崎横穴墓群、二ツ沢横穴墓群)

向山横穴墓群は、向山地区一帯の丘陵斜面に築かれた横穴墓群の総称である。南北約 1.5 km の間に約 100 基の横穴墓が確認されているが、埋没している横穴墓も数多く想定され、実数は 200 基を超すと考えられている。仙台平野では、7 世紀初頭より横穴墓群の造営が開始され、7 世紀中頃から後半にかけてピークを迎える。この頃に、南東約 1.5km に位置する郡山遺跡では、官衙が造営されており、同時期に営まれた向山横穴墓群は、多賀城創建以前の地方支配の拠点を支えた人々を中心とする墓域と考えられている。



第3章 仙台郡山官衙遺跡群の概要

1 指定の概要

(1) 指定に至る経緯

仙台郡山官衙遺跡群は、郡山遺跡の官衙中枢部等を部分的に史跡指定したものである。

郡山遺跡は、昭和 54（1979）年以来 44 年にわたる長年の調査により日本最古級の地方官衙（役所）跡として極めて重要な遺跡であることが判明している。本遺跡の範囲は、東西約 800m、南北約 900m で、その面積は約 60 万㎡である。そのうちⅠ期官衙およびⅡ期官衙（寺院跡等を含む）の官衙域は、約 35 万㎡に及ぶ。その官衙域全体が重要な価値を持つものではあるが、周辺において開発が進む中で、優先的な保護を図るため、なかでも中枢部など最も重要とされる区域を史跡指定することとした。すなわち、7 世紀中頃から末葉にかけての仙台平野の拠点的な城柵と考えられるⅠ期官衙の中枢部であり、また 7 世紀末葉から 8 世紀前葉にかけての多賀城以前の陸奥国府と考えられるⅡ期官衙の中枢部から外郭南辺そして郡山廃寺と繋がる区域でもある約 9 万㎡を「国指定史跡を目指す範囲」とし、追加指定を行いながら段階的に国指定史跡化及び市有地化することとしたのである。

既指定地は、「国指定史跡を目指す範囲」のうち、市有地、国有地、史跡指定に地権者の同意が得られた民有地について、順次指定申請し、史跡指定を受けたものである。

(2) 指定概要

名 称	仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山廃寺跡
種 別	史跡
所 在 地	仙台市太白区郡山二丁目 11 番 20 他
指定年月日	平成 18 年 7 月 28 日（平成 18 年文部科学省告示第 111 号） 面積 43,208.72 ㎡
追加指定日	平成 19 年 7 月 26 日（平成 19 年文部科学省告示第 109 号） 面積 1,240.21 ㎡ 平成 23 年 2 月 7 日（告示番号：文部科学省告示第 17 号） 面積 240.05 ㎡ 平成 29 年 10 月 13 日（告示番号：文部科学省告示第 143 号） 面積 303.26 ㎡ 令和 2 年 10 月 6 日（告示番号：文部科学省告示第 131 号） 面積 211.81 ㎡ 令和 4 年 11 月 10 日（告示番号：文部科学省告示第 144 号） 面積 234.02 ㎡
指定全面積	45,438.07 ㎡
指 定 理 由	本遺跡は、規模・構造・経営年代から見て太平洋側の陸奥における城柵で多賀城の前身施設と考えられ、律令国家成立期における東北地方の政治・軍事の拠点の様相を知るうえで貴重である。
根 拠 法 令	文化財保護法第 109 条第 1 項

2 指定に至るまでの調査成果・指定後の調査成果

(1) 発掘調査の成果

【調査に至る経緯】

郡山遺跡については、大正年間に漆入りの平瓶が出土したことで遺跡として世に知られるようになり、さらに昭和 20 年代には多量の瓦が出土したことから寺院跡の存在などが考えられてきた。しかし、昭和 54 年の開発に対応した発掘調査が実施されるまでは、遺跡の詳細について不明なままであった。

調査の初年度となる昭和 54 年の発掘調査は、遺跡東部で実施された民間の宅地造成に伴う事前調査である。この調査で真北方向の掘立柱建物跡が多数発見され、ロクロ挽き重弧文軒平瓦や円面硯などが出土した。それにより多賀城創建以前の官衙の存在が予想された。この調査成果を受けて、仙台市は文化庁ならびに宮城県教育委員会と協議し、昭和 55 年より国庫補助事業による郡山遺跡の緊急範囲確認調査を実施することとなった。昭和 55 年から平成 16 年までに 5 度にわたる調査を実施し、平成 17 年からは補足調査を行っている。



多量に出土した瓦（昭和 20 年代）



昭和 54 年度調査区全景

【第 1 次 5 カ年計画（昭和 55～59 年度）第 1～49 次調査】

遺構群には、真北から 30～33° 東に振れる遺構群と真北方向の遺構群が存在し、重複関係から前者が後者より古いことを確認し、前者を「Ⅰ期官衙」、後者を「Ⅱ期官衙」とした。Ⅰ期官衙期の遺構からは畿内産土師器や「名取」と線刻された土師器が出土している。Ⅱ期官衙は外郭となる材木列と大溝のいずれかを東、西、南、北の各辺で確認し、概ね方四町（約 428m）であることが判明した。さらに遺跡南部で基壇建物跡を発見し、軒丸瓦や鴟尾が出土したこと、木簡が 3 点出土し、「学生寺」の文字が確認できるものや写経用定木が含まれていたことから寺院（郡山廃寺）の存在が明らかとなった。なお、遺跡北部ではⅠ期官衙以前の竪穴住居跡から関東地方の特徴を示す土師器が出土している。



「名取」刻書土師器（第 4 次調査）



上：畿内産土師器

下左：関東地方の特徴を示す土師器

下右：東北地方の土師器



寺院の活動を示す木簡（第 15 次調査）



寺院に葺かれた瓦

【第2次5ヵ年計画（昭和60～平成元年度）第50～85次調査】

方四町Ⅱ期官衙の中央部で正殿と考えられる四面廂付建物跡と方形の石組池跡が発見された。方形の石組池跡は奈良県明日香村石神遺跡などの飛鳥地方の宮殿やその周辺から発見されているのみであり、本遺跡の性格を究明するにあたりきわめて重要な遺構と位置付けられた。

また、方四町Ⅱ期官衙南辺中央にて南門も確認された。郡山廃寺では基壇建物の北側で僧房と考えられる建物群を、また伽藍北辺で材木列と北西隅門を確認した。Ⅰ期官衙では中枢部を構成する板塀跡や建物跡が方四町Ⅱ期官衙の中央東寄りで検出されている。

なお、第2次～第3次5ヵ年計画実施期間中に、遺跡南東部に位置する郡山中学校の建替えに伴う事前調査（第65次調査）を実施した。この調査によりⅡ期官衙を構成する重要な遺構群である「寺院東方建物群」「南方官衙」が確認された。南方官衙西地区ではその後、正殿より規模の大きな四面廂付建物跡も検出されている。



正殿跡（第83次調査）



石組池跡・石組溝跡
（第83次調査）



Ⅱ期官衙南門跡
（第56次調査）



Ⅰ期官衙中枢部建物跡
（第77次調査）



南方官衙（東地区）
（第65次調査）



南方官衙（西地区）
（第85次調査）

【第3次5ヵ年計画（平成2～6年度）第86～106次調査】

Ⅰ期官衙の南、西辺を確認した。また、Ⅰ期官衙南辺付近の遺構と重複してⅡ期官衙の倉庫風の建物群も発見され、これらは「寺院西方建物群」と呼称している。なお、遺跡に隣接する旧長町貨物駅跡地に郡山遺跡と同時期と見られる竪穴住居跡が多数存在することが明らかとなった（長町駅東遺跡）。

Ⅰ期官衙南辺とⅡ期官衙
寺院西方建物群（第96次調査）



【第4次5ヵ年計画（平成7～11年度）第107～131次調査】

方四町Ⅱ期官衙^{ほうしよんちよう きかんが}中枢部には官衙の中軸線を挟んだ東西両側に複数の南北棟建物が建ち並ぶ様相が明らかとなった。また、そのⅡ期官衙^{なんぼくちよう}の建物跡と重複してⅠ期官衙中枢部の建物跡や堀跡があり、その南東辺の中央で門跡を確認した。郡山廃寺では寺域の南辺と東辺および八脚門^{はっしやくもん なんもん}（南門）を確認している。

郡山廃寺南門跡（第128次調査）



【第5次5ヵ年計画（平成12～16年度）第132～165次調査】

方四町Ⅱ期官衙と郡山廃寺の間に位置する南方官衙^{こおりやまはいじ なんぽうかん}地区では、二面廂や三面廂付の規模の大きな建物跡が確認された。また、方四町Ⅱ期官衙外郭大溝の外側に平行して、同じような溝跡^{そとみぞ}（外溝）が巡っていることが明らかとなった。なお、これらの遺構と重複してⅠ期官衙の東辺^{ぎいもくれつ}（材木列や溝跡）が検出されており、この延長部分をⅠ期官衙中枢部付近の調査でも確認している。



南方官衙（西地区）（第138次調査）

【補足調査（平成17年度～）第166次調査～】

平成17年度からは、その時点で持ち越しとなった課題についての補足的な調査を行うこととした。方四町Ⅱ期官衙外側の北西部並びに東辺部では、外郭大溝に並行する外溝を確認し、特に北西部では外溝の北西隅を確認している。なお、平成20年度に郡山遺跡の南西1.5kmに所在する大野田官衙遺跡^{おおのだかんがいせき}において、郡山遺跡Ⅱ期官衙に関連すると考えられる官衙跡が発見されたため、平成21年度・22年度は郡山遺跡の補足調査を休止し、大野田官衙遺跡について範囲確認と性格説明を目的とした調査を実施している。

また、平成23年度以降の郡山遺跡における補足調査は東日本大震災の影響により休止していたが、令和元年度に再開し、Ⅱ期官衙中枢部の調査を行っている。



Ⅱ期官衙外溝北西隅（第180次調査）



Ⅱ期官衙中枢部南北棟建物跡
（令和3年度調査）



Ⅱ期官衙中枢部東西棟建物跡2棟
（令和4年度調査）

第 表 郡山遺跡調査年次一覧

計画	年度	回数	発掘調査地区	調査原因	調査面積 (㎡)	適用
	昭和54年度 (1979)		郡山3丁目遺跡	事前調査 (宅地造成)	930	受託
	計		1地区		930	
第一次五ヶ年計画	昭和55年度 (1980)	1	推定外郭内北西地区	範囲確認	125	国庫補助
		2	推定外郭内中央区	範囲確認	300	
		3	推定外郭内中央区	範囲確認 (一部は住宅に伴う)	125	
		4	外郭線南辺	範囲確認	530	
		5	推定外郭内南西区	範囲確認 (倉庫新築)	20	
		6	推定外郭内北西区	範囲確認 (住宅新築)	20	
		7	外郭線南西コーナー	範囲確認	125	
		8	外郭線南辺	範囲確認	42	
		9	外郭線南辺	範囲確認	57	
	昭和56年度 (1981)	10	推定付属寺院南端地区	範囲確認 (一部は住宅に伴う)	60	国庫補助
		11	推定外郭線東辺地区	範囲確認	80	
		12	推定付属寺院跡中央地区	範囲確認	300	受託
		13	推定付属寺院跡西部地区	事前調査 (宅地造成)	370	
		14	推定外郭線北辺地区	範囲確認 (保育所増築)	40	国庫補助
		15	推定付属寺院跡東端地区	範囲確認	400	
		16	推定外郭線西辺地区	範囲確認	80	
		17	推定外郭線東辺地区	範囲確認	140	
		18	外郭線東辺地区	範囲確認 (側溝改修工事)	170	
		19	推定方四町北東地区	範囲確認 (住宅解体新築)	10	
		20	推定方四町南東地区	範囲確認 (飲食店新築)	10	
		21	推定方四町外郭北地区	範囲確認 (住宅解体新築)	12	
		22	外郭線南辺地区	範囲確認 (事務所兼住宅新築)	8	
	昭和57年度 (1982)	23	推定方四町外郭南西地区	範囲確認 (住宅解体新築)	15	国庫補助
		24	推定方四町中央北地区	範囲確認	2,100	
		25	推定方二町寺域中央西地区	範囲確認 (住宅解体新築)	3	
		26	推定方四町外郭北辺地区	範囲確認 (店舗兼住宅解体新築)	5	
		27	推定方四町西外地区	範囲確認 (住宅新築)	18	
		28	推定方二町寺域西外地区	範囲確認 (住宅新築)	27	
		29	推定方二町寺域中央地区	範囲確認 (店舗兼住宅新築)	9	
		30	推定方四町北地区	範囲確認 (住宅新築)	36	
		31	推定方四町中央北地区	範囲確認 (共同住宅新築)	180	
		32	推定方四町外郭東地区	範囲確認 (保育所増築)	9	
		33	推定方二町寺域北辺地区	範囲確認 (住宅増築)	13	
		34	推定方二町寺域東外地区	範囲確認	410	
	昭和58年度 (1983)	35	推定方四町中央北地区	範囲確認	1,400	国庫補助
		36	推定方二町寺域外南地区	範囲確認 (住宅新築)	9	
		37	推定方四町北西地区	範囲確認 (住宅新築)	12	
		38	推定方二町寺域南東地区	範囲確認 (倉庫増築)	150	
		39	推定方二町寺域外南地区	範囲確認 (住宅新築)	16	
		40	推定方四町中央地区	範囲確認 (住宅新築)	20	
		41	推定方四町外南東地区	範囲確認	520	
		42	推定方四町南辺南西地区	範囲確認 (宅地造成擁壁工事)	37	
	昭和59年度 (1984)	43	推定方四町官衙外郭南辺	範囲確認 (住宅新築)	150	国庫補助
		44	推定方四町官衙南地区	範囲確認	1,000	
		45	推定方四町官衙南外地区	範囲確認 (住宅新築)	40	
		46	推定方二町寺域中央地区	範囲確認 (住宅新築)	60	
		47	推定方四町官衙外郭西辺	範囲確認 (住宅新築)	50	
		48	推定方四町官衙中央南地区	範囲確認	800	
		49	推定方四町官衙西・北地区	範囲確認 (水道管埋設工事)	315	
	計		49地区		10,428	
第二次五ヶ年計画	昭和60年度 (1985)	50	Ⅱ期官衙外郭北部地区	範囲確認 (店舗兼住宅新築)	12	国庫補助
		51	Ⅱ期官衙推定政庁中央地区	範囲確認	570	
		52	Ⅱ期官衙外南東地区	範囲確認 (住宅新築)	52	
		53	Ⅱ期官衙中央南地区	範囲確認 (住宅新築)	21	
		54	Ⅱ期官衙推定政庁北東地区	範囲確認	280	
		55	Ⅱ期官衙推定政庁南西地区	範囲確認	370	
		56	Ⅱ期官衙外郭南門地区	範囲確認 (住宅解体新築)	24	
		57	Ⅱ期官衙推定政庁東辺地区	範囲確認 (側溝工事)	200	
		58	推定方二町寺域南地区	範囲確認 (宅地造成)	90	
		59	Ⅱ期官衙外郭北辺地区	範囲確認 (水道管埋設工事)	190	

計画	年度	回数	発掘調査地区	調査原因	調査面積 (㎡)	適用
第二次五ヶ年計画	昭和61年度 (1986)	60	Ⅱ期官衙中央地区	範囲確認 (住宅新築)	50	国庫補助
		61	Ⅱ期官衙中央北地区	範囲確認 (共同住宅新築)	370	
		62	寺域北西地区	範囲確認 (住宅新築)	130	
		63	寺域中央地区	範囲確認	860	
		64	遺跡南端	事前調査 (高圧送電線鉄塔建設)	80	受託
		65	寺域東方地区	事前調査 (郡山中学校校舎建設) 昭和61～平成2	6,660	仙台市 関連事業
		66	寺域中央地区	範囲確認 (住宅新築)	38	国庫補助
		67	Ⅱ期官衙外東地区	範囲確認 (共同住宅新築)	20	
	昭和62年度 (1987)	68	Ⅱ期官衙中央北地区	範囲確認 (集合住宅新築)	80	国庫補助
		69	Ⅱ期官衙外郭東辺	範囲確認 (共同住宅新築)	50	
		70	廃寺南西地区	範囲確認	2,018	
		71	Ⅱ期官衙中央地区	範囲確認 (住宅新築)	60	
		72	Ⅱ期官衙中央地区	範囲確認 (住宅新築)	45	
		73	遺跡隣接地 (北目城跡)	範囲確認 (住宅新築)	55	
		74	Ⅱ期官衙外郭東辺	範囲確認	170	
	昭和63年度 (1988)	75	Ⅱ期官衙外東南地区	範囲確認 (共同住宅新築)	20	国庫補助
		76	推定方二町廃寺跡西地区	範囲確認 (住宅新築)	15	
		77	Ⅱ期官衙中央地区	範囲確認	2,080	
		78	Ⅱ期官衙中央地区	範囲確認 (住宅解体新築)	5	
		79	Ⅱ期官衙外郭北辺地区	範囲確認 (住宅解体新築)	10	
		80	Ⅱ期官衙外郭東辺地区	範囲確認 (共同住宅新築)	15	
		81	推定方二町廃寺跡西地区	範囲確認 (通信中継所建設)	100	
		82	Ⅱ期官衙北西地区	範囲確認 (住宅新築)	50	
	平成元年度 (1989)	83	Ⅱ期官衙中央地区	範囲確認	1,620	国庫補助
		84	郡山廃寺北方地区	事前調査 (宅地造成) ～平成2	229	受託
		85	Ⅱ期官衙南方地区	事前調査 (宅地造成) ～平成2	627	
	計		36地区		17,266	
第三次五ヶ年計画	平成2年度 (1990)	86	Ⅱ期官衙中央北地区	範囲確認	473	国庫補助
		87	Ⅱ期官衙中央北地区	範囲確認 (住宅新築)	275	
		88	Ⅱ期官衙中央北地区	範囲確認 (住宅新築)	80	
		89	Ⅱ期官衙外郭南外地区	範囲確認	429	
	平成3年度 (1991)	90	Ⅱ期官衙北地区	範囲確認 (水道管理設工事)	515	国庫補助
		91	Ⅱ期官衙東南地区	範囲確認	700	
		92	Ⅱ期官衙東南地区	範囲確認 (共同住宅新築)	8	
		93	南方官衙西地区	事前調査 (宅地造成)	600	受託
	平成4年度 (1992)	94	南方官衙東地区	事前調査 (宅地造成)	116	受託
		95	Ⅱ期官衙外郭北辺地区	範囲確認 (住宅新築)	12	国庫補助
		96	Ⅰ期官衙南西地区	範囲確認	540	
		97	Ⅱ期官衙外郭南辺地区	範囲確認 (道路工事)	114	
	平成5年度 (1993)	98	Ⅱ期官衙中央地区	範囲確認 (住宅新築)	60	国庫補助
		99	Ⅰ期官衙西部地区	範囲確認	350	
		100	Ⅰ期官衙南部地区	範囲確認	180	
	平成6年度 (1994)	101	Ⅱ期官衙中央地区	事前調査 (市道拡幅)	590	市関連
		102	Ⅱ期官衙中央地区	範囲確認	280	
		103	Ⅰ期官衙西部地区	範囲確認	400	
		104	Ⅰ期官衙西部地区	範囲確認 (宅地造成)	100	
		105	Ⅱ期官衙東辺地区	範囲確認 (共同住宅新築)	40	
		106	郡山廃寺東方地区	事前調査 (市道拡幅)	20	
	計		21地区		5,882	
第四次五ヶ年計画	平成7年度 (1995)	107	Ⅱ期官衙中央地区	範囲確認	820	国庫補助
		108	Ⅰ期官衙西地区	範囲確認 (共同住宅新築)	40	
		109	郡山廃寺南地区	範囲確認 (共同住宅新築)	32	
	平成8年度 (1996)	110	Ⅱ期官衙中央地区	範囲確認	900	国庫補助
		111	Ⅱ期官衙中央地区	範囲確認	180	
		112	遺跡西方地区	事前調査 (共同住宅建設)	636	
		113	郡山廃寺東地区	範囲確認	40	
		114	Ⅱ期官衙中央東地区	範囲確認 (住宅解体新築)	10	
	平成9年度 (1997)	115	Ⅱ期官衙中央地区	範囲確認	550	国庫補助
		116	Ⅱ期官衙中央地区	範囲確認	270	
	平成10年度 (1998)	117	方四町Ⅱ期官衙南東部	範囲確認 (住宅解体新築)	100	国庫補助
		118	南方官衙西地区	範囲確認 (住宅解体新築)	60	
		119	郡山廃寺北辺・東辺	範囲確認	40	

計画	年度	回数	発掘調査地区	調査原因	調査面積 (㎡)	適用
第四次 五ヶ 年計画	平成10年度 (1998)	120	郡山廃寺東辺・南辺	範囲確認	40	国庫補助
		121	方四町Ⅱ期官衙中枢部南端	範囲確認	800	
		122	方四町Ⅱ期官衙中枢部南端	範囲確認	100	
		123	I期官衙南部	範囲確認 (共同住宅解体新築)	20	受託
		124	I期官衙南部	事前調査 (宅地造成)	415	
	平成11年度 (1999)	125	I期官衙西部	範囲確認 (住宅解体新築)	60	国庫補助
		126	郡山廃寺東部・南辺部	範囲確認	70	
		127	方四町Ⅱ期官衙中枢部	範囲確認	75	
		128	郡山廃寺南辺部	範囲確認	700	
		129	方四町Ⅱ期官衙外郭西辺	範囲確認 (住宅新築)	70	
		130	I期官衙南部	範囲確認 (住宅新築)	25	
		131	Ⅱ期官衙東部・I期官衙	範囲確認 (住宅解体新築)	15	
	計	25地区			6,068	
第五次 五ヶ 年計画	平成12年度 (2000)	132	郡山廃寺西部	範囲確認	12	国庫補助
		133	郡山廃寺南東部	範囲確認	180	
		134	方四町Ⅱ期官衙南東部	範囲確認	390	
		135	I期官衙東辺	範囲確認	218	
		136	遺跡内西部	範囲確認 (住宅新築)	30	
		137	南方官衙東地区	範囲確認 (学校施設建設)	20	
	平成13年度 (2001)	138	南方官衙西地区	範囲確認	2,100	国庫補助
		139	郡山廃寺東隣接地	事前調査 (電力施設建設)	74	受託
		140	方四町Ⅱ期官衙中枢部東	範囲確認 (住宅新築)	40	国庫補助
		141	寺院東方建物群東	事前調査 (国土交通省建物建設)	78	受託
		142	Ⅱ期官衙中枢部東	範囲確認 (住宅新築)	40	国庫補助
		143	方四町Ⅱ期官衙東隣接地	範囲確認 (住宅新築)	26	国庫補助
	平成14年度 (2002)	144	I期官衙西方	事前調査 (長町副都心土地区画整理事業)	2,800	仙台市 関連事業
		145	遺跡内東部	範囲確認 (住宅新築)	50	国庫補助
		146	郡山廃寺南部	範囲確認	450	
		147	南方官衙西地区	範囲確認 (平成15年含む)	470	
		148	方四町Ⅱ期官衙北辺	範囲確認 (住宅新築)	72	受託
		149	遺跡内東部	事前調査 (共同住宅建設)	57	
	平成15年度 (2003)	150	遺跡内南部	範囲確認 (水道管理設工事)	20	国庫補助
		151	方四町Ⅱ期官衙南西隅	範囲確認 (用水路改修工事)	20	国庫補助
		147	南方官衙西地区、 I期官衙東辺	範囲確認 (平成14年度追加調査)	130	
		152	I期官衙東辺	範囲確認	185	
		153	遺跡内南部	事前調査 (地中線埋設工事)	192	
		154	郡山廃寺西辺	事前調査 (宅地造成)	66	
	平成16年度 (2004)	155	方四町Ⅱ期官衙内南西部	範囲確認 (用水路改修工事)	530	国庫補助
		156	方四町Ⅱ期官衙内北部	範囲確認 (住宅新築)	47	
		157	方二町推定寺域西辺	事前調査 (市道拡幅工事)	300	市関連
		158	I期官衙中枢部南東側	範囲確認	160	国庫補助
		159	南方官衙西地区	範囲確認 (住宅新築)	53	
		160	方四町Ⅱ期官衙内北東部	範囲確認 (住宅新築)	18	
	平成17年度 (2005)	161	南方官衙西地区	範囲確認 (住宅新築)	24	受託
		162	方四町Ⅱ期官衙内東部	事前調査 (宅地造成)	229	
				範囲確認	180	国庫補助
		163	方四町Ⅱ期官衙内北部	範囲確認 (住宅新築)	50	国庫補助
		164	郡山廃寺西辺	事前調査 (宅地造成)	280	受託
		165	方四町Ⅱ期官衙内東部	範囲確認 (住宅新築)	51	国庫補助
	計	35地区			9,642	
補足 調査	平成17年度 (2005)	166	方四町Ⅱ期官衙東辺部	範囲確認	219	国庫補助
		167	方四町Ⅱ期官衙外郭大溝北西部	事前調査 (長町副都心土地区画整理事業)	1,890	仙台市 関連事業
		168	I期官衙中枢部南東側	範囲確認 (住宅新築)	90	国庫補助
		169	方四町Ⅱ期官衙東辺部	範囲確認 (住宅新築)	19	
		170	方四町Ⅱ期官衙東外側	範囲確認 (住宅新築)	27	
		171	I期官衙中枢部南東側	範囲確認 (住宅新築)	112	国庫補助
	平成18年度 (2006)	172	方四町Ⅱ期官衙東部	範囲確認 (住宅新築)	28	
		173	方四町Ⅱ期官衙西側部	範囲確認 (住宅新築)	33	
		174	方四町Ⅱ期官衙西部	範囲確認 (住宅新築)	8	
		175	I期官衙北辺	範囲確認 (住宅新築)	36	

計画	年度	回数	発掘調査地区	調査原因	調査面積 (㎡)	適用
補足調査	平成18年度 (2006)	176	方四町Ⅱ期官衙北辺外側	範囲確認 (住宅新築)	12	国庫補助
		177	Ⅰ期官衙南西部	範囲確認 (住宅新築)	24	
		178	Ⅰ期官衙東辺	範囲確認 (住宅新築)	96	
		179	方四町Ⅱ期官衙西部	範囲確認 (住宅新築)	24	
		180	Ⅱ期官衙北西辺	事前調査 (長町副都心土地区画整理事業)	230	仙台市 関連事業
	平成19年度 (2007)	181	方四町Ⅱ期官衙北西部	範囲確認 (住宅新築)	18	国庫補助
		182	方四町Ⅱ期官衙東部	範囲確認 (住宅新築)	22	
		183	方四町Ⅱ期官衙南部	範囲確認 (住宅新築)	32	
		184	方四町Ⅱ期官衙北部	範囲確認 (住宅新築)	31	
		185	方四町Ⅱ期官衙南部	範囲確認 (住宅新築)	215	
		186	方四町Ⅱ期官衙北部	範囲確認 (住宅新築)	24	
		187	方四町Ⅱ期官衙西部	範囲確認 (住宅新築)	60	
	平成20年度 (2008)	188	方四町Ⅱ期官衙東辺	範囲確認 (住宅新築)	150	国庫補助
		189	Ⅱ期官衙北部	範囲確認 (住宅新築)	20	
		190	Ⅱ期官衙北部	事前調査 (市道新設工事)	3,270	市関連
		191	方四町Ⅱ期官衙西辺	範囲確認 (住宅新築)	11	国庫補助
		192	郡山麿寺南辺付近	範囲確認 (住宅新築)	3	
		193	方四町Ⅱ期官衙北辺	範囲確認 (住宅新築)	40	市関連
		196	Ⅱ期官衙南西辺	事前調査 (長町副都心土地区画整理事業)	955	
	平成21年度 (2009)	190	Ⅱ期官衙北部	事前調査 (市道新設工事)	2,160	市関連
		194	南方官衙東地区	範囲確認 (住宅新築)	32	国庫補助
		195	南方官衙西地区	事前調査 (市道新設工事)	20	
		196	Ⅱ期官衙南西辺	事前調査 (長町副都心土地区画整理事業)	2,343	市関連
		197	Ⅱ期官衙外溝東辺	範囲確認 (住宅新築)	18	国庫補助
		198	Ⅱ期官衙東部	範囲確認 (住宅新築)	30	
		199	Ⅱ期官衙大溝北辺	範囲確認 (住宅新築)	70	
	平成22年度 (2010)	200	Ⅱ期官衙北西部	事前調査 (店舗建築)	300	受託
		201	Ⅱ期官衙外南西部	範囲確認 (住宅新築)	22	国庫補助
		202	遺跡南西部	事前調査 (児童館建築)	11	
		203	Ⅰ期官衙北東部	事前調査 (水道管理設工事)	60	受託
	平成23年度 (2011)	204	Ⅱ期官衙南西部	範囲確認 (住宅解体)	立会のみ	国庫補助
		205	Ⅱ期官衙北西部	範囲確認 (住宅新築)	67	
		206	Ⅰ期官衙南西部	事前調査 (宅地造成)	300	受託
		207	Ⅰ期官衙北辺	範囲確認 (住宅新築)	6	国庫補助
		208	郡山麿寺南部	範囲確認 (住宅新築)	44	
		209	Ⅱ期官衙南部	事前調査 (宅地造成)	280	受託
		210	Ⅱ期官衙南西部	範囲確認 (住宅新築)	12	国庫補助
		211	Ⅱ期官衙西部	範囲確認 (住宅新築)	6	
		212	郡山麿寺中央部	範囲確認 (住宅新築)	2	
		213	Ⅱ期官衙西部	範囲確認 (住宅新築)	6	
		214	Ⅱ期官衙北東部	範囲確認 (住宅新築)	4	
		215	郡山麿寺南部	範囲確認 (住宅新築)	30	
		216	南方官衙西地区	範囲確認 (住宅新築)	56	
		217	Ⅰ期官衙北部	範囲確認 (住宅新築)	22	
		218	Ⅰ期官衙北部	範囲確認 (住宅新築)	32	
		219	Ⅰ期官衙南西部	範囲確認 (住宅新築)	29	
		220	Ⅰ期官衙南西部	範囲確認 (住宅新築)	37	
		221	Ⅰ期官衙南西部	範囲確認 (住宅新築)	28	
	平成24年度 (2012)	222	Ⅰ期官衙東部	範囲確認 (住宅新築)	29	国庫補助
		223	Ⅰ期官衙東部	範囲確認 (住宅新築)	24	
		224	Ⅱ期官衙北東部	範囲確認 (住宅新築)	6	復興交付金
		225	Ⅰ期官衙北部	範囲確認 (住宅新築)	6	
		226	Ⅰ期官衙南西部	範囲確認 (住宅新築)	21	
		227	Ⅰ期官衙南西部	範囲確認 (住宅新築)	30	
		228	Ⅰ期官衙南西部	範囲確認 (住宅新築)	27	
		229	Ⅱ期官衙北部	範囲確認 (住宅新築)	17	
		230	Ⅱ期官衙北東部	範囲確認 (住宅新築)	15	
		231	郡山麿寺南部	範囲確認 (住宅新築)	39	
		232	Ⅰ期官衙南西部	範囲確認 (住宅新築)	32	
		233	郡山麿寺南東部	範囲確認 (住宅新築)	61	
		234	Ⅱ期官衙北東部	範囲確認 (住宅新築)	14	
		235	Ⅱ期官衙西部	範囲確認 (住宅新築)	18	

計画	年度	回数	発掘調査地区	調査原因	調査面積 (㎡)	適用
補 足 調 査	平成24年度 (2012)	236	I 期官衙北西部	範囲確認 (住宅新築)	38	復興交付金
		237	I 期官衙南西部	範囲確認 (住宅新築)	20	
		238	II 期官衙南東部	範囲確認 (住宅新築)	24	受託
		239	遺跡南東部	事前調査 (店舗建築)	28	
	平成25年度 (2013)	240	遺跡南西部	事前調査 (共同住宅建築)	38	受託
		241	II 期官衙北部	範囲確認 (住宅新築)	39	国庫補助
		242	II 期官衙南東部	範囲確認 (住宅新築)	26	
		243	遺跡北西部	事前調査 (店舗建築)	1,800	受託
		244	遺跡北部	範囲確認 (住宅新築)	15	国庫補助
		245	II 期官衙北東部	範囲確認 (住宅新築)	39	復興交付金
		246	II 期官衙北西部	範囲確認 (住宅新築)	63	
		247	郡山廃寺北部	範囲確認 (住宅新築)	47	
		248	遺跡北東部	範囲確認 (住宅新築)	22	
		249	遺跡南西部	事前調査 (建売住宅建築)	15	受託
		250	II 期官衙南部	範囲確認 (住宅新築)	15	復興交付金
	平成26年度 (2014)	251	II 期官衙北西部	範囲確認 (住宅新築)	16	国庫補助
		252	II 期官衙南部	範囲確認 (住宅新築)	16	
		253	II 期官衙西部	事前調査 (建売住宅建築)	11	受託
		254	II 期官衙南西部	範囲確認 (住宅新築)	12	国庫補助
		255	II 期官衙北東部	範囲確認 (住宅新築)	15	
		256	遺跡南西部	範囲確認 (住宅新築)	21	
		257	II 期官衙西部	範囲確認 (住宅新築)	26	
	平成27年度 (2015)	258	II 期官衙西部	事前調査 (道路延長工事)	36	受託
		259	遺跡南東部	範囲確認 (住宅新築)	17	国庫補助
		260	遺跡南東部	事前調査 (宅地造成)	217	受託
		261	遺跡南東部	事前調査 (倉庫建築)	20	
		262	II 期官衙北東部	範囲確認 (住宅新築)	11	国庫補助
	平成28年度 (2016)	263	II 期官衙南東部	事前調査 (宅地造成)	108	受託
		264	遺跡東部	事前調査 (宅地造成)	4	
		265	II 期官衙南西部	範囲確認 (住宅新築)	23	国庫補助
		266	遺跡東部	事前調査 (共同住宅建築)	16	受託
		267	遺跡南東部	範囲確認 (住宅新築)	8	国庫補助
		268	II 期官衙北部	範囲確認 (住宅新築)	93	
		269	遺跡南端部	範囲確認 (住宅新築)	45	受託
	平成29年度 (2017)	270	II 期官衙北部	事前調査 (長屋住宅建築)	84	
		271	II 期官衙北東部	範囲確認 (住宅新築)	12	
		272	II 期官衙北東部	範囲確認 (住宅新築)	9	
		273	II 期官衙東部	事前調査 (宅地造成)	80	
		274	遺跡東端部	事前調査 (長屋住宅建築)	11	
		275	II 期官衙北部	事前調査 (保育所建築)	295	
		276	遺跡南西部	事前調査 (事務所兼倉庫建築)	21	
		277	遺跡西部	事前調査 (共同住宅建築)	18	
	平成30年度 (2018)	276	遺跡南西部	事前調査 (事務所兼倉庫建築)	317	受託
		278	II 期官衙南東部	事前調査 (宅地造成)	76	
		279	II 期官衙西部	範囲確認 (住宅新築)	4	国庫補助
		280	II 期官衙南東部	範囲確認 (住宅新築)	29	
		281	遺跡東端部	範囲確認 (住宅新築)	22	
		282	I 期官衙南東部	範囲確認 (住宅新築)	36	
		283	遺跡西部	事前調査 (長屋住宅建築)	24	受託
		284	I 期官衙南東部	範囲確認 (住宅新築)	27	国庫補助
		285	I 期官衙南東部	範囲確認 (住宅新築)	31	
		286	II 期官衙東部	事前調査 (宅地造成)	135	受託
		287	遺跡北部	事前調査 (道路改良)	5	
		288	II 期官衙南東部	事前調査 (長屋住宅建築)	30	
		289	II 期官衙南東部	範囲確認 (住宅新築)	15	国庫補助
		290	II 期官衙東部	事前調査 (宅地造成)	74	受託
		291	遺跡南東部	事前調査 (宅地造成)	30	
		292	II 期官衙南西部	範囲確認 (住宅新築)	22	国庫補助
		293	遺跡南東部	事前調査 (宅地造成)	89	受託
		294	II 期官衙南東部	範囲確認 (住宅新築)	22	国庫補助

計画	年度	次数	発掘調査地区	調査原因	調査面積 (㎡)	適用
補足調査	令和元年度 (2019)	295	Ⅱ期官衙南東部	範囲確認（住宅新築）	18	国庫補助
		296	Ⅱ期官衙南東部	範囲確認（住宅新築）	15	
		297	遺跡南西部	範囲確認（住宅新築）	13	
		298	Ⅱ期官衙東部	事前調査（宅地造成）	37	受託
		299	Ⅱ期官衙中枢部南東側	範囲確認	58	国庫補助
		300	Ⅱ期官衙外郭西辺	事前調査（長屋住宅建築）	30	受託
		301	Ⅱ期官衙外郭南辺	事前調査（建売住宅建築）	30	
		302	Ⅱ期官衙南西部	範囲確認（住宅新築）	16	国庫補助
		303	Ⅱ期官衙南西部	範囲確認（住宅新築）	14	
	令和2年度 (2020)	304	Ⅱ期官衙南東部	範囲確認（住宅新築）	13	国庫補助
		305	Ⅱ期官衙中枢部南東側	範囲確認	50	
		306	Ⅱ期官衙南門北側	範囲確認	60	
		307	遺跡東端部	範囲確認（住宅新築）	10	
		308	Ⅱ期官衙北東部	範囲確認（住宅新築）	23	
		309	遺跡南東部	範囲確認（住宅新築）	14	復興交付金
		310	Ⅱ期官衙西部	範囲確認（住宅新築）	28	
	令和3年度 (2021)					
	令和4年度 (2022)					
	令和5年度 (2023)					
	計		地区		18,951	
総 計						



図 要修正

実際の計画では、近年の調査区を追加した図を作製する予定です。

第 図 これまでの調査区

【発掘調査成果のまとめ】

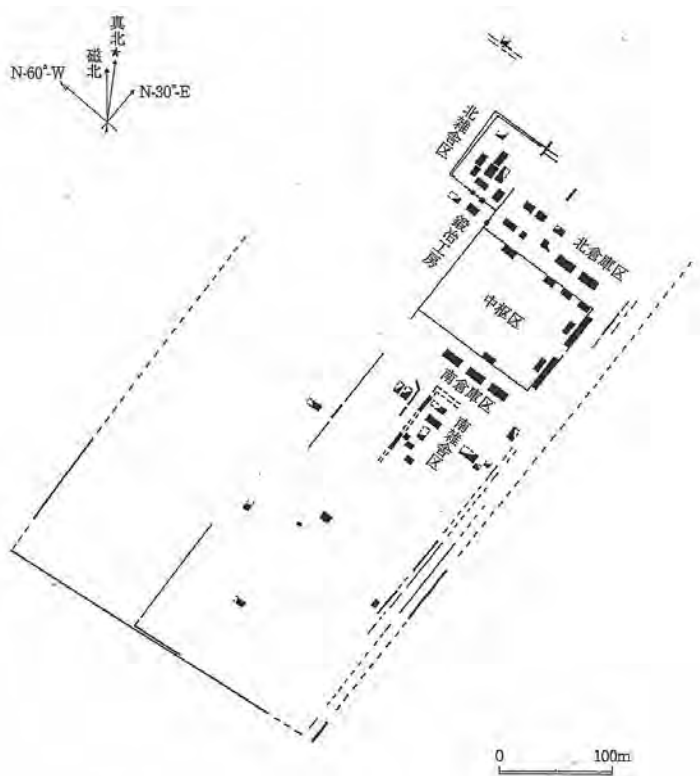
郡山遺跡は『日本書紀』などの文献史料には直接的な記載のない遺跡である。このため遺構の年代、性格や意義については大部分が発掘調査の成果に基づいている。

〈Ⅰ期官衙〉（第●図、第●図）

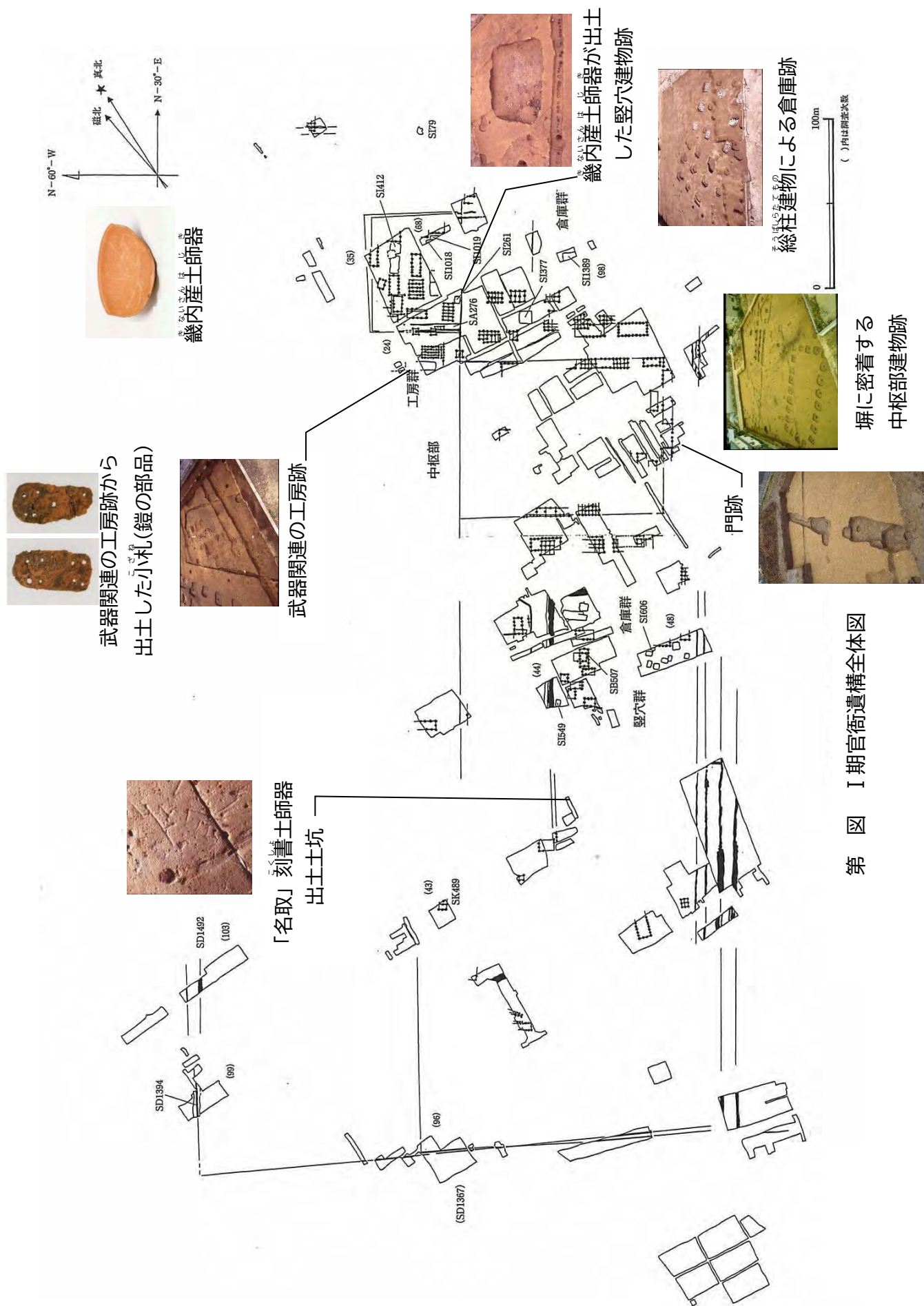
Ⅰ期官衙は、材木列によって区画されている。方向は真北から東に $30\sim 33^\circ$ 程振れており、規模は北東～南西が約600m以上、北西～南東が約300m、面積は約18万 m^2 以上である。官衙の正面は名取川と広瀬川の合流点方向の南東辺である。なお、外側の材木列は2～4時期の変遷があり、北部から南部へ拡大していった様相が窺える。

官衙の中枢部は一本柱列か板塀により区画されており、規模は北東～南西が約92m、北西～南東方向が約120mである。建物はこの塀に密着するように建てられているため、区画内部は広場状の空地となっている。官衙の正面と考えられている南東辺の中央には門が設置されている。なお、中枢部の建物は2時期の変遷が認められている。中枢部の周辺には総柱建物によって構成される倉庫群、掘立柱建物と竪穴建物による雑舎群、櫓状建物によって警備された武器関連の工房群、竪穴住居が集中する竪穴群などがあり、各群が機能によって院を構成していたと考えられる。

これらの院の機能としては、物資の集積、武器や武具の製作・修理、兵士等の人員の集合などが考えられる。なお、官衙全体や中枢部の規模が広いこと、畿内産土師器の出土などから、律令国家と直結した官人の派遣される国家的施設であると考えられる。年代は7世紀中ごろから末葉にかけてと推定される。立地からは広瀬川と名取川の河川交通と密接な関係を有していることが窺え、太平洋の海路に直結する重要な拠点であるといえる。従って、この官衙は律令国家によって太平洋沿岸に設置された初期の城柵と考えられ、同時期に日本海側の拠点として設けられた渟足柵や磐舟柵と対応する城柵と位置付けられる。



第 図 Ⅰ期官衙の遺構模式図



〈Ⅱ期官衙〉 （第●図、第●図）

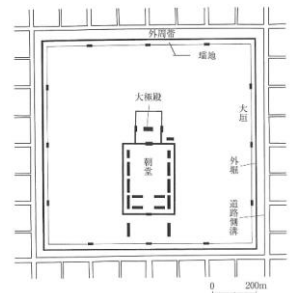
Ⅱ期官衙は、Ⅰ期官衙を取り壊し、概ね真北方向を基準として造り替えられている。方四町Ⅱ期官衙、南方官衙、寺院西方建物群、寺院東方建物群、郡山廃寺などから構成される。方四町Ⅱ期官衙の外郭は材木列と大溝、さらにその外側の外溝によって区画されている。材木列は直径約 30cm のクリ材を立て並べたもので、東西約 425～431m、南北約 424m のほぼ正方形で、材木列から約 7m 外側に幅約 3～5m の大溝、大溝の約 45m 外側に幅約 3m の外溝を巡らせている。大溝と外溝との間は空閑地となっている。なお、材木列の南辺中央には門、南西隅と西辺上には櫓状の建物がある。外郭で囲まれた内部の中央やや南よりには中枢部（政庁）がある。正殿と考えられる四面廂の建物は中枢部の北寄りに位置し、その南側には2列の南北棟の建物や東西棟の建物が、中央に広場を持つように「口」字状あるいは「コ」字状に整然と配置されている。これらの建物は大きく2時期の変遷が見られる。正殿の北側には、石敷の広場、石組池、石組溝、床貼りの建物などがある。石組池を中心としたこれらの遺構は、7世紀に都のあった飛鳥の石神遺跡の石組池との比較検討から、蝦夷の服属儀礼が行われた場所であると推定されている。



石神遺跡の石組池

この方四町Ⅱ期官衙の南にある南方官衙には、正殿と同等かそれ以上の規模の建物、長大な建物などが整然と配置されている。寺院西方建物群は倉庫風の建物が材木堀で区画され、寺院東方建物群は四面廂付建物を中心に小規模な建物で構成されている。

Ⅱ期官衙は、全体の平面形がほぼ正方形であることや中枢部が中央部からやや南に位置する点、官衙の外側に空閑地を巡らすという点で藤原宮の構造と類似していることから、当時最新の宮都であった藤原宮の宮城をモデルに設計されたと考えられる。このような様相から、Ⅱ期官衙は単なる地域の支配拠点としての評衙や城柵ではなく、より重要度が高い多賀城創建以前の陸奥国の国府であったと見られる(※)。造営の年代は7世紀末葉と考えられるが、終末の時期は多賀城創建頃と推定される。南方官衙は8世紀後半頃までは機能していたと考えられる。(※) 国府の出現としては全国的にも最古段階に位置付けられる。



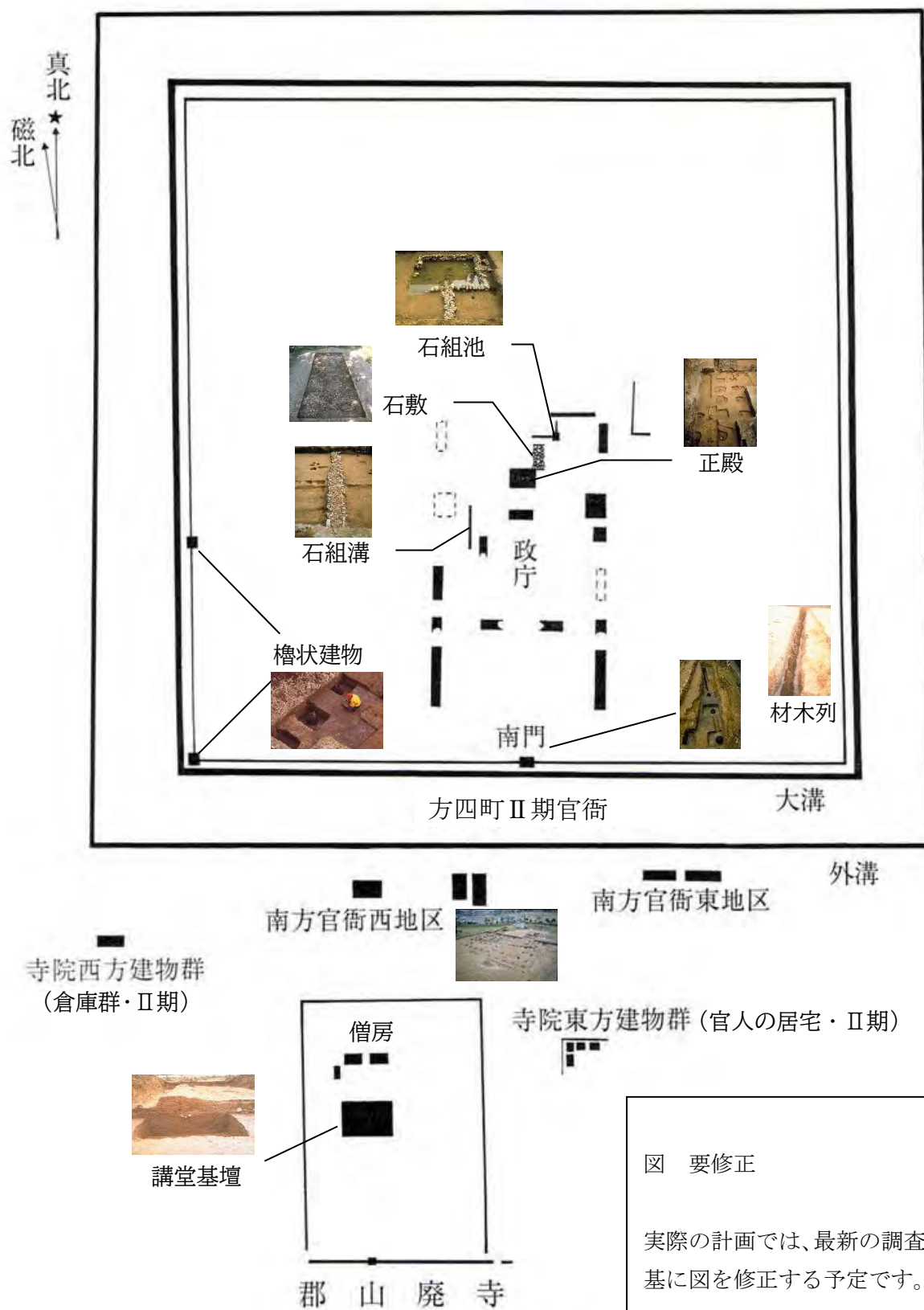
藤原宮

〈郡山廃寺〉 （第●図）

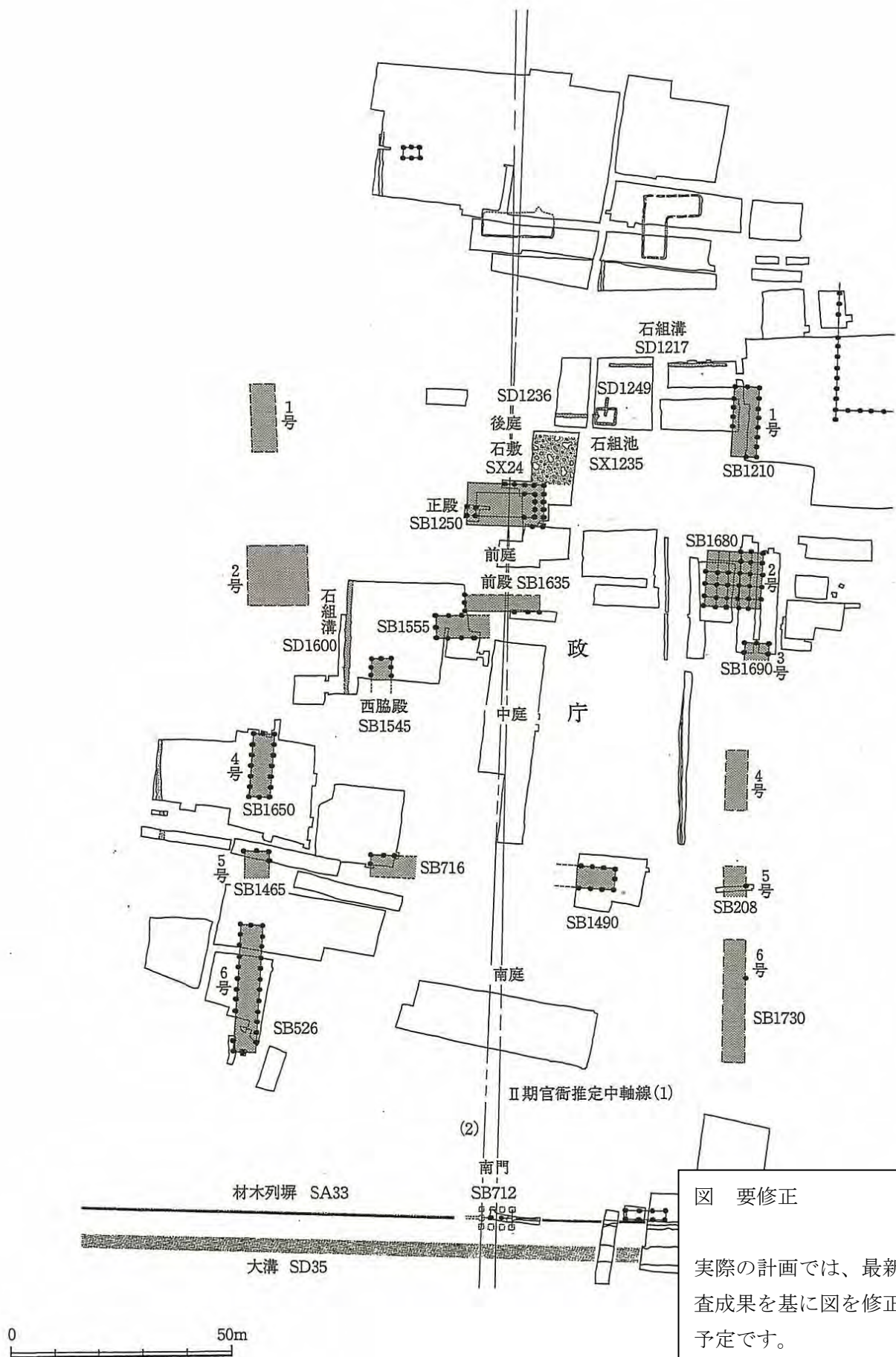
南方官衙の南に位置し、Ⅱ期官衙と同様に概ね真北方向を基準として造られている。材木堀によって区画され、その規模は東西 120～125m、南北 167m である。材木堀の南辺には八脚門が設けられている。区画内の中央西寄りには講堂跡と推定される基壇跡があり、その北側には僧房と考えられる建物跡が「コ」字状に配置されている。講堂の南側で溝により区画された一画から多量の瓦が出土することから、この付近に瓦葺建物が存在したと考えられ、建物配置から金堂の可能性もある。また、この東側には巨石が出土したとの伝承地があり、塔跡の存在が考えられる。伽藍配置や軒丸瓦の文様から多賀城廃寺の前身となる寺院である。造営の時期はⅡ期官衙と同じ7世紀末葉と推定され、東北地方につくられた伽藍を有する最古段階の寺院であり、終末は南方官衙と同じく8世紀後半頃と考えられる。



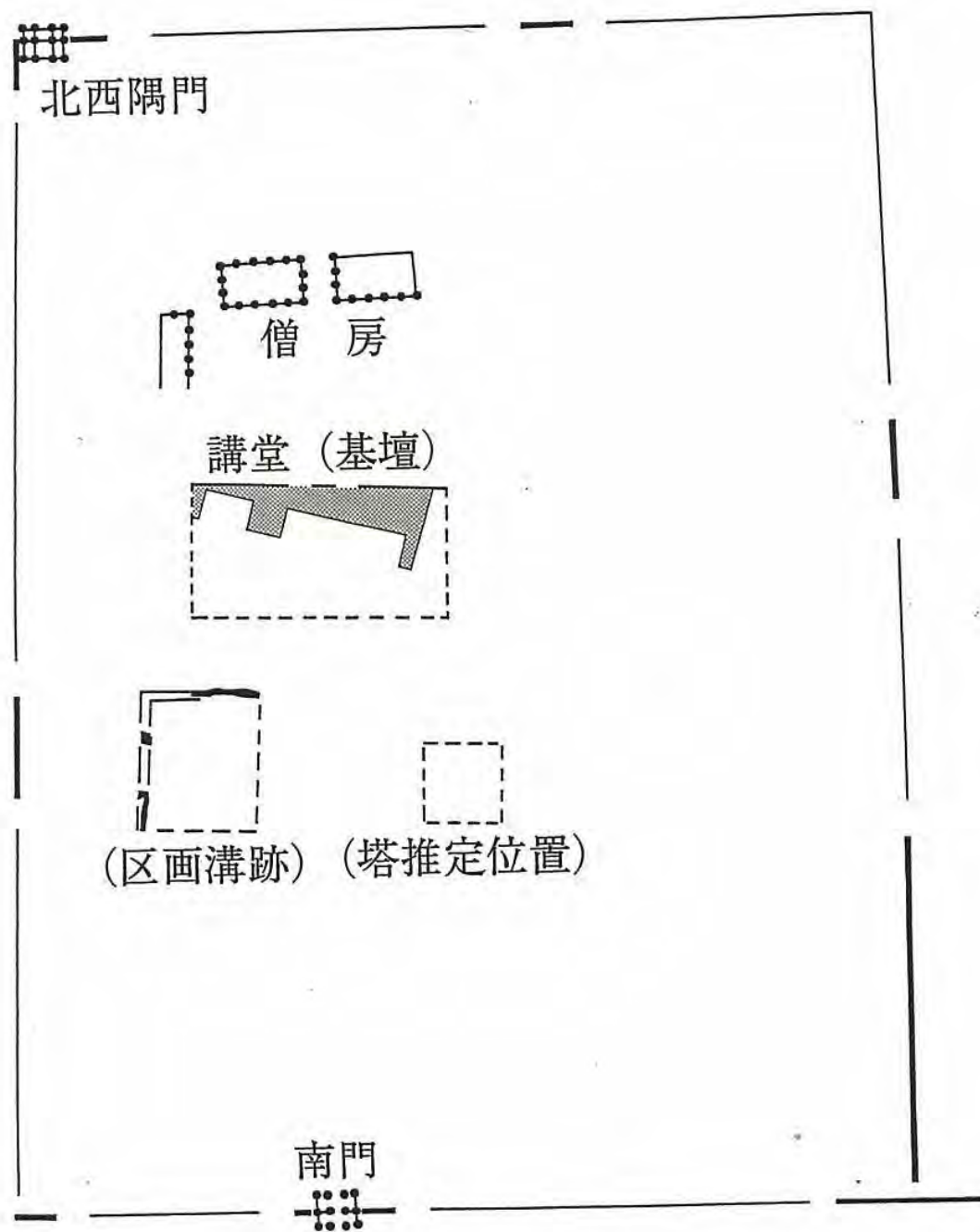
郡山廃寺 軒丸瓦



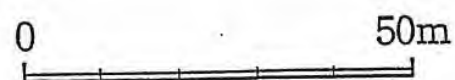
第 図 Ⅱ期官衙・郡山廃寺の遺構模式図



第 図 II期官衙中枢部遺構全体図



郡山廃寺



第 四 郡山廃寺遺構全体図

(2) 文献史料等の調査成果

『郡山遺跡発掘調査報告書－総括編(1)－』掲載の、今泉隆雄氏による「付章 古代国家と郡山遺跡」に基づき、文献史料等の調査成果をまとめる（ は関連する史料・考古資料等）。

① 東北地方における仙台郡山官衙遺跡群の位置付け

大化の改新において、地方支配組織はそれ以前の国造制から評制に転換され、さらにその上に国が設置され始める。この全国的な地方支配組織の転換は陸奥の地域にも波及した。評の設置は、国に先行して大化5（649）年から全国的に開始され、評制の施行を受けて孝徳朝のうちに、その上に陸奥国が設置された。郡山遺跡Ⅰ期官衙の土坑から底面に「名取」と刻字した土師器が出土しているが、「名取」を名とするのは、郡名、里名、軍団名、氏の名がある。刻字の「名取」は時期からみて軍団・氏の名ではなく、評名か里名とみられる。評名ならもちろん、里名だとしても、この土器の時期には名取評が成立していたと考えられる。

郡山遺跡は陸奥国の辺境経営に重要な役割を果たしたと思われるが、『日本書紀』には陸奥国よりも越国の辺境経営に関する記事が多く収められている。越では大化3（647）年に淳足柵を造り柵戸を移配し、同4年磐舟柵を造り越と信濃から柵戸を移配した。『日本書紀』には記載はないが、陸奥でも越と同じく同時期にⅡ区（右図参照）に地方官衙（郡山遺跡Ⅰ期官衙）の設置と移民が行われたことが、考古学の成果によって明らかになってきた。

Ⅰ期官衙は7世紀半ばに城柵として設置された。この城柵は蝦夷の地であるⅡ区を主たる対象としⅢ区をも視野に入れ、評の設置による支配領域の拡大と、蝦夷の帰服の拠点として設けられた。

関東系土器の出土から知られるように、城柵設置以前から坂東の移民が送り込まれ、それを基盤に城柵が設けられ、7世紀後半にはⅡ区を主としⅢ区にも坂東から移民が送り込まれた。

Ⅱ期官衙設置時の陸奥国の版図は、Ⅰ・Ⅱ区、Ⅲ区の一部、2'区と考えると、郡山遺跡の位置は少し北に偏しているが、Ⅰ区に対しては内陸部へは東山道、沿岸部へは海道によって連絡し、奥羽山脈を越えた2'区最上・置賜評へは、名取川沿いに西進し笹谷峠を越えて最上評（山形盆地）へ至る道が通じていたと思われる。霊亀2（716）年9月に最上・置賜2郡を出羽国に移管する以前の陸奥国府は、奥羽山脈を隔てて、その東と西の2'区を管轄しなければならない困難さをもっていたが、笹谷峠越えの道を想定すると、実は郡山遺跡はこの時期の国府として好適な位置であった。

国府Ⅱ期官衙の時代の陸奥国の政策的課題は、Ⅲ区における律令制支配の確立であり、Ⅱ期官衙はその政策実現の根拠地の役割を果たした。養老4（720）年の蝦夷反乱によってその支配は深刻な打撃を受け、これに対して新支配体制構築が進められた。それに適合する新国府多賀城が創建されたことで、ここにⅡ期官衙はその役割を終え、終焉を迎えたのである。

◆ 郡山遺跡との関連が考えられる文献史料

『続日本紀』霊亀元（715）年10月丁丑条に、これ以前から閉村方面の蝦夷が陸奥「国府郭下」に昆布をもって朝貢したと記し、多賀城以前の陸奥国府の存在が史料に確認できる。

また、『続日本紀』養老4（720）年9月丁丑条に、按察使正五位下上毛野朝臣広人が蝦夷の反乱によって殺害されたとあり、郡山Ⅱ期官衙の時期の出来事と考えられる。

こうした記述が直接的に郡山遺跡を指すとは断定できないが、関連が考えられる史料として留意の上、調査を進めていく必要がある。



7世紀半ば～716年(Ⅰ期官衙～Ⅱ期官衙の頃)
の陸奥国範囲



716年～(Ⅱ期官衙末～多賀城の頃)の陸奥国範囲
※718年5月に陸奥国から石城・石背国の2国が分国
されたが、短期間のうちに陸奥国へ再併合された。

(※および地図への着色は本計画引用に際して追加した)

◆ 出土土器からみる他地域との関わり

◇ 郡山遺跡における「他地域の特徴を示す土器」の出土

郡山遺跡や隣接する長町駅東遺跡・西台畑遺跡では、「関東地方の特徴を示す土師器」が出土しているが、その傾向として、関東地方の東側(現在の茨城県や千葉県)の特徴を示すものの出土から、西側(現在の群馬県南部や埼玉県)の特徴を示すものの出土への変化が認められる。これは、河川の合流点方向を正面とするⅠ期官衙から、真北方向を基準とするⅡ期官衙への変化と合わせて考えると、Ⅰ期官衙の時期における、関東地方の東側から福島県沿岸部を中継した海路でのルートから、Ⅱ期官衙の時期とみられる東山道建設による陸路でのルートへの変化を反映している可能性が考えられる。郡山遺跡は古代国家成立に関わる海路から陸路への物流ルートの変化を知る上でも、大きな意義を有していると考えられる。

また、郡山遺跡(第19次調査)や、隣接する西台畑遺跡(第1次調査)では、少量ながら「北東北の特徴を示す土師器」が出土しており、東北地方における広範囲な人・モノの移動についても窺える。

◇ 相ノ原遺跡における「名取」墨書土器の出土

名取川中流域の仙台市太白区坪沼に位置する相ノ原遺跡は、縄文時代の土坑や平安時代の竪穴住居跡などが見つかった遺跡であるが、そのうち平安時代の竪穴住居跡1軒から「名取」と墨書された9世紀中頃とみられる土師器^{つぎ}がみつかり、この地が名取郡に属していた可能性が考えられる。郡山遺跡の年代とは隔たりがあるが、相ノ原遺跡が所在する太白区坪沼周辺は、名取川下流域の郡山遺跡から笹谷峠へと至る山あい^{あいに}に位置しており、郡山官衙が機能していたころの山形方面への移動ルート・支配領域を考える上でも、参考になる事例と考えられる。

② 律令国家と仙台郡山官衙遺跡群のかかわり

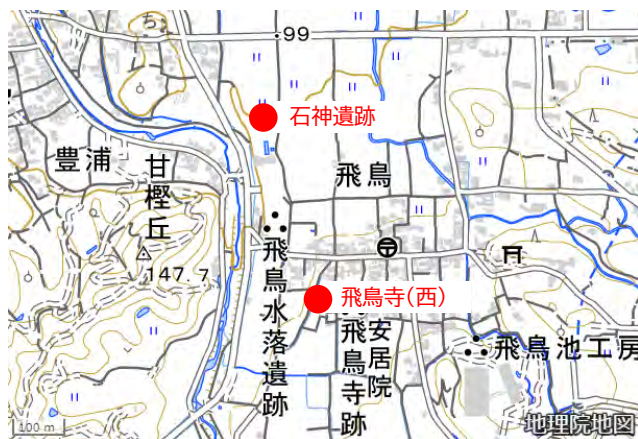
【石神遺跡の機能と仙台郡山官衙遺跡群】

石神遺跡は飛鳥寺寺域の西北隅に接して位置し、7世紀半ば～8世紀前半の年代で、A～D期の遺構が重複している。方形石組池があるのはA期とB期であるが、そのうちA-3期が最も整備され、須弥山石と呼ばれる須弥山をかたどった石製の噴水施設が出土していることから、『日本書紀』齊明紀にみえる須弥山の園池に当たると考えられている。ここでは朝貢してきた蝦夷などの服属儀礼が行われたとみられる。

Ⅱ期官衙と石神遺跡の2つの方形石組池は、平面規模こそ差があるが、裏込めの工法や石組にしていることなど、浄水を貯めるための構造という点で共通しており、両者は同じ用途に用いられたものと考えられる。その際、Ⅱ期官衙政庁と石神遺跡で行われた共通のことは、蝦夷の服属儀礼であろう（※）。蝦夷は遅くとも7世紀半ばから毎年都と国府・城柵などの地方官衙に朝貢し、天皇に服属することを誓約する服属儀礼を行ったと考えられるが、都での蝦夷・隼人などの服属儀礼は、7世紀と8世紀では、行う日時、場所、性格を変えたとみられる。7世紀には日時を定めず神聖な場で行い、天皇への服属を神聖なるものに誓約する呪術的な性格だったものが、8世紀には大極殿・朝堂で行う元日の朝賀に参列して、天皇に直接誓約する儀礼的な性格のものに変化したとみられる。並行して、7世紀に蝦夷等の服属儀礼が行われた場所は、齊明朝においては須弥山の園池であったものが、天武・持統朝においては飛鳥寺西の斎櫓の広場に変化したと考えられる。その際、齊明朝の須弥山の園池における服属儀礼が神聖なものであるとすれば、そこに設けられた石組池は、儀礼を行う前に心身を清める禊に用いられたと考えられる。また、斎櫓は神聖なケヤキで、飛鳥寺の西にあった大櫓の下が、天武朝には儀礼場として整備されたと考えられる。

蝦夷等の服属儀礼が7世紀型から8世紀型に変わったのは、大宝元（701）年元日の朝賀からと考えられる。そのため、持統8（694）年12月藤原宮への遷宮以降も文武4（700）年までは、飛鳥の斎櫓の広場で服属儀礼が行われていたと考えられる。

（※）現在までに、飛鳥地方以外において石組池が発見された例は郡山遺跡に限られており、国家北辺における地域支配の特徴や展開過程が窺える。



石神遺跡・飛鳥寺西の位置関係（地理院タイルに遺跡位置を追記）

◆ 石神遺跡における「東北地方の土器」の出土

石神遺跡では、郡山遺跡出土の土器と形状や調整方法が類似した土器が出土しており、その大半が飛鳥浄御原宮期（672～694年）から藤原宮期（694～710年）の飛鳥地方の土器とともに出土している（土橋 2020）。そのような東北地方の特徴を持つ土器は、『日本書紀』持統2（688）年12月12日条「飛鳥寺西櫓下に蝦夷男女213人を饗し、冠位を授け、物を賜う」などの記述にみられる、天武・持統朝において行われた服属儀礼や饗応の際に、東北地方から参加した蝦夷が持ち込んだものと考えられる。

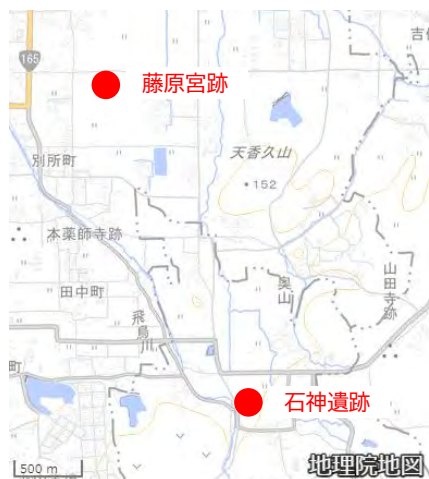
直接的な往来があったかは不確定であるが、仙台郡山官衙遺跡群は東北地方の拠点として、古代における広域な地域間交流に関わっていたことが考えられる。

【藤原宮の構造と仙台郡山官衙遺跡群】

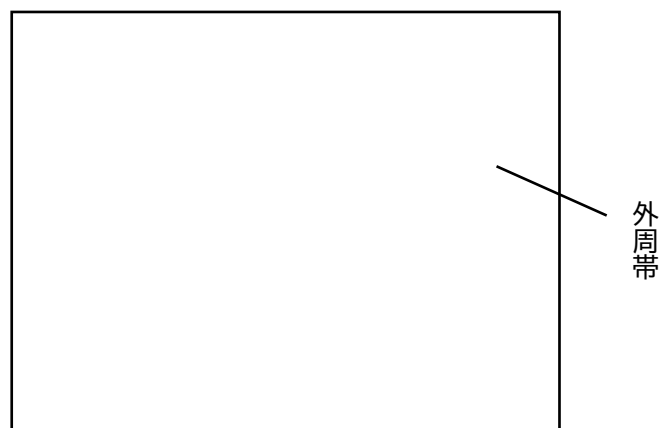
藤原京は持統8(694)年12月～和銅3(710)年3月の16年間の宮都であり、まだ京城は確定していないが、はじめて条坊制がしかれ、宮城が設けられた最初の律令制宮都と位置づけられている。Ⅱ期官衙はこの藤原宮の宮城と構造の面で共通点が指摘できる。すなわち、Ⅱ期官衙の官衙域と藤原宮の宮城域の平面形がいずれもほぼ正方形で、かつ中枢となる政庁と大極殿・朝堂が、官衙域の南北中軸線上の中央部から南部に位置する点である。宮都の歴史を見ても、正方形の宮・宮城とその中央部に中枢施設が位置する構造は、藤原宮に始まると考えられる。

藤原宮では大垣の外に、外堀と大路側溝という二重の溝、その間に埴地と外周帯という二重の空間帯をめぐるしている。このような大垣外の構造は藤原宮に特有なものである。Ⅱ期官衙では、外郭の材木列塀の外に埴地を隔てて大溝、その外に空閑地を隔てて外溝を巡らし、藤原宮と同じく、外郭の外が二重に堀と空間帯をめぐる構造になっている。

Ⅱ期官衙と藤原宮が、全体のほぼ正方形の平面形と中枢部の位置、外郭の構造の点で共通することから、両者は設計の上で関係があったと考えられ、**宮城である藤原宮をモデルとして国家の北辺に位置するⅡ期官衙が設計されたとみられる**。Ⅱ期官衙が藤原宮をモデルに設計されていることは、Ⅱ期官衙の性格、および造営年代を考える上で重要なことである。



石神遺跡・藤原宮の位置 (地理院タイルに遺跡位置を追記)



藤原宮模型

◆ 藤原宮をモデルとした地方官衙

福岡県行橋市に所在する福原長者原官衙遺跡(平成29年国史跡に指定)は、7世紀末から8世紀中頃にかけて営まれた地方官衙の政庁跡で、九州最大級の規模や形態的特徴から、豊前国あるいは九州全域の統治にも関わった官衙の中枢施設であった可能性が指摘されている。

福原長者原官衙遺跡のⅡ期政庁においても、空閑地が設けられていることから、藤原宮にならった設計だと考えられており、仙台郡山官衙遺跡群との関係から、古代国家が日本列島の東と西で中央の権威を示そうとした構想が指摘されている(行橋市教育委員会2019)。



(地理院タイルに遺跡位置を追記)

③ 古代における国際情勢と仙台郡山官衙遺跡群のかかわり

『日本書紀』には齊明^{さいめい}4（658）年から齊明^{さいめい}6（660）年にかけて、阿倍比羅夫^{あべのひらふ}が船団を率いて日本海沿岸に沿って北征したことにに関する詳細な記事が載せられているが、その齊明^{さいめい}5（659）年の第2回遠征後に道奥国司が越国司とともに褒章・叙位されていることや、『常陸国風土記』香島郡条^{かしまぐん}に見える、天智朝に^{くにまぎ}覓国のために船が建造されていることなどからみて、陸奥国でもこの比羅夫の北征と同じ頃に太平洋沿岸沿いに船団による北征が行われた可能性がある。齊明朝の北方遠征については、北海道の渡島蝦夷^{わたりしま}やその北方の^{あしはせ}肅慎等北方諸集団との関係を築くと共に、国際情勢の緊迫化の中で、国土の北部と大陸の地理的關係を明らかにする地理的探索・探検の意味もあつたと考えられる。7世紀半ばの東アジアの国際情勢についてみると、推古^{すいこ}26（618）年に建国した唐が強大な帝国を建設して東アジア諸国に政治的・軍事的な圧力を加え、一方朝鮮半島では高句麗・百濟・新羅の3国が鼎立して対立・抗争していた。唐帝国の外圧の中で生き残っていくために朝鮮3国、倭は国制改革に取り組んでいる。大化の改新の原因の1つはこの外圧とみられ、対外関係は改新政府の大きな課題であつたと考えられる。I期官衙はこのような国際関係の中で、北方世界との関係を構築するための拠点として、役割を担わされていた。

◆ 仙台郡山官衙遺跡群と東アジアのかかわり

◇ 朝鮮半島とのかかわり

郡山遺跡では、新羅の硯を模したとみられる円面硯^{えんめんけん}の破片が見つまっている（第35次調査）。また、石神遺跡や郡山遺跡の石組池と平面形が類似した石組の方池が韓国でも見つまっているが、韓国の方池は底面に敷石がなく、蓮を植えて鑑賞した池と位置づけられており、日本の石組の方池とは用途が異なるため、系譜関係には検討が必要とされる（高瀬 2001）。

◇ 古代東アジアの都城研究と郡山遺跡

郡山Ⅱ期官衙のモデルとなった藤原宮は日本最初の中国風の都城^{とじょう}として造営された宮城であり、中国・朝鮮半島・日本といった古代東アジアにおける都城研究に重要な役割を果たしている。藤原宮との関係において、仙台郡山官衙遺跡群も古代国家形成期における東アジアとの国際交流や文化伝播を考える上で貴重な遺跡と言える。

◇ 仏教文化の伝播と郡山遺跡

『日本書紀』持統^{じとう}3（689）年正月3日条には、陸奥国^{うきたむぐん}優曇曇郡^{きこうのえみし}の城養蝦夷らに出家を許すとあり、同7月1日条には、陸奥の蝦夷の僧に^{かね}仏像・鐘・香炉・幡等を与えたという記述がみられるなど、当時の陸奥国内における仏教の広がり的一端が伺えるが、その過程で郡山廃寺は重要な役割を果たしたと想定される。また、郡山廃寺は、東北地方につくられた伽藍^{がらん}を有する最古段階の寺院であり、伽藍配置において、多賀城^{たがじょうはいじ}廃寺（陸奥国府多賀城の付属官寺）や筑紫観世音寺（大宰府の付属官寺）との共通性が指摘されている。日本国内における仏教文化の伝播を考える上で重要な役割を果たすだけでなく、東アジア地域における仏教文化の広がりという観点や、寺院の造営に伴う様々な技術（建築・造瓦・工芸など）の伝播を考える上でも重要である。

第 表 古代史年表

時代	西暦	年号	日本の主な出来事	陸奥国関係古代史	
飛鳥時代	630	舒明 2	第1回遣唐使派遣		
	637		上毛野君形名を将軍に任じ、蝦夷を討つ		
	645	大化 1	乙巳の変(大化改新)が始まる		
	647			淳足柵(新潟県)を造る	
	648			磐舟柵(新潟県)を造る	
	649		全国で評が建てられる		
	652	白雉 3	難波長柄豊碕宮が完成		
	653		遣唐使派遣, 道昭入唐	石城評が建てられる	
				※この頃までに道奥国が建国される	
	655		7月 難波宮で越・陸奥の蝦夷を饗す		
	658~60		阿倍比羅夫, 日本海沿岸を北上する大航海を行う		
	659		3月 甘樫丘東の川原に須彌山を造り, 陸奥と越の蝦夷を饗す	3月 道奥・越の国司・郡領に位を授ける	
				7月 遣唐使が陸奥の蝦夷男女2人を同道する	
	660		5月 石上池のほとりに須彌山を造り 肅慎を饗す		
	663		白村江の戦い		
				※この頃、覓国(くにまぎ)のため陸奥国石城船造に大船を作らせる	
	672		壬申の乱		
	682		天武天皇, 新城に行幸	3月 陸奥国の蝦夷に位を授ける	
	684		宮室の地を定める		
	685		3月 諸国の家ごとに仏舎を造らせる		
	686	朱鳥 1	9月 天武天皇崩御		
	688		12月 飛鳥寺西槻下に蝦夷男女213人を饗し, 冠位を授け, 物を賜う		
	689			1月 陸奥国優嗜曇郡の城養蝦夷らに出家を許す	
				7月 陸奥の蝦夷の僧に仏像・鐘・香炉・幡等を与える	
	690		1月 持統天皇即位		
	694		12月 藤原京に都を遷す		
	697			10月 陸奥の蝦夷が藤原宮に朝貢する	
	698			10月 陸奥の蝦夷が藤原宮に朝貢する	
	701	大宝 1	8月 大宝律令完成する	3月 凡海鹿鎌を陸奥に派遣し, 金を精錬させる	
	702		2月 遣唐使粟田真人ら出発す		
	704		4月 諸国の印を鋳る		
		慶雲 1	7月 粟田真人帰朝		
	705		2	※日本文徳天皇実録によればこの年に陸奥国蝦夷が反乱を起こす	
	708	和銅 1		越後国に出羽郡を置く	
	709		2	3月 越後の蝦夷征討に際し、陸奥国にも鎮東將軍を派遣する	
奈良時代	710	和銅 3	3月 平城京に都を遷す		
	712		5	9月 出羽国を置く	
				10月 陸奥国管内の最上・置賜二郡を出羽国に移すことを命ず	
	713		6	12月 陸奥国に丹取郡を建てる	
	715		8	1月 元日朝賀において陸奥・出羽の蝦夷等が特産物を進上する	
				5月 相模, 上総, 常陸, 上野, 武蔵, 下野の富民1000戸を陸奥国に配す	
		霊亀 1		10月 陸奥国香河村, 閑村に郡家を建てる	
	716		2	9月 陸奥国管内の最上・置賜二郡を出羽国に移す	
	717		3		
	718	養老 2		5月 陸奥国から石城, 石背の二国を分置する	
	720		4	9月 陸奥国の蝦夷反乱し, 按察使上毛野廣人を殺す。持節征夷將軍多治比縣守らを派遣する	
	721		5	8月 出羽国が陸奥按察使の管轄下とされる	
				10月 柴田郡の二郷をさき菟田郡を置く	
	722		6 閏4月 磐田百万町歩の開墾を計画する	8月 諸国より柵戸1000人を陸奥鎮所に配する	
	724	神亀 1	2月 聖武天皇即位	3月 陸奥国の海道蝦夷反し, 大掾佐伯兒屋麻呂を殺す	
				4月 海道蝦夷を征するため, 持節大將軍藤原宇合らを派遣する	
				※多賀城碑によればこの年に多賀城を置く	
	728		5	4月 新たに白河軍団を置き, 丹取軍団を改めて玉作軍団となす	
	730	天平 2		1月 陸奥国の田夷村に郡家を建てる(遠田郡の設置)	
	737		9	1~4月 多賀城から出羽柵への直路開通事業(雄勝村の手前で中止)	
	741		13 2月 国分寺創建の詔		
	749	天平勝宝1		1月 陸奥国小田郡より初めて黄金を貢ずる	
	760	天平宝字4		1月 雄勝城, 桃生柵の造営が終る	
	762	天平宝字6		12月 多賀城の改修工事完了し、多賀城碑が建てられる	
	767	神護景雲1		10月 伊治城の造営終る	
				10月 陸奥国に栗原郡を置く	
	774	宝亀 5		7月 陸奥国の海道蝦夷, 桃生城を侵し, その西郭を敗る	
				3月 伊治皆麻呂, 按察使紀広純らを殺し多賀城を襲撃	
	784	延暦 3	11月 長岡京に都を遷す		
時代安	794	延暦 13	10月 平安京に都を遷す		
	802		21	1月 胆沢城が造営される	

3 指定の状況

【指 定 告 示】 仙台郡山官衙遺跡の史跡指定，追加指定に係る官報告示は以下のとおりである（横書き用に表記の一部を改め）。

○文部科学省告示第百十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定する。

平成十八年七月二十八日

文部科学大臣 小坂 憲次

名 称	所 在 地	地 域
仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山麿寺跡	宮城県仙台市太白区 郡山二丁目 同 郡山三丁目 同 郡山五丁目 同 郡山六丁目	11 番 20 121 番 3、122 番、123 番、123 番 1、123 番 2、124 番 1、124 番 2、124 番 3、124 番 4、127 番 1 のうち実測 760.78 m ² 、127 番 2、127 番 3、127 番 10 のうち実測 720.50 m ² 、127 番 11 のうち実測 107.75 m ² 、127 番 12、127 番 15、127 番 16、127 番 18、127 番 22、127 番 23、209 番 1、209 番 2、210 番、211 番 1 番 4、1 番 12、3 番、6 番、7 番 1、8 番、9 番、10 番、14 番、25 番 13、31 番 1、38 番 2 のうち実測 1.63 m ² 、38 番 3、39 番 1、39 番 2、40 番 2、41 番、42 番 12、44 番、45 番、47 番、50 番 2、51 番、52 番 2 のうち実測 7.03 m ² 、57 番のうち実測 5484.82 m ² 、59 番 2、61 番 1、62 番、63 番 1、150 番 12 212 番 1、212 番 5、216 番、217 番、218 番、219 番 右の地域に介在する道路敷及び水路敷、宮城県仙台市太白区郡山五丁目 44 番に北接する道路敷、同郡山五丁目 4 番と同 5 番に北接する水路敷、同郡山六丁目 216 番と同 221 番 7 に挟まれ同 219 番と同 221 番 24 に挟まれるまでの水路敷を含む。 備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を宮城県教育委員会及び仙台市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○文部科学省告示第百九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定する。

平成十九年七月二十六日

文部科学大臣 伊吹 文明

上 欄		下 欄	
名 称	関 係 告 示	所 在 地	地 域
仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山麿寺跡	平成十八年文部科学省 告示第百十一号	宮城県仙台市太白区 郡山三丁目 同 郡山五丁目	128 番 31 2 番、4 番、5 番 11 番、12 番、13 番、19 番 1

○文部科学省告示第十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年二月七日

文部科学大臣 高木 義明

上 欄		下 欄	
名 称	関 係 告 示	所 在 地	地 域
仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山麿寺跡	平成十八年文部科学 省告示第百十一号及 び平成十九年文部科 学省告示第百九号	宮城県仙台市 太白区郡山 三丁目	126 番 2 のうち実測 209.27 m ² 、126 番 5 のうち実測 30.78 m ² 備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を宮城県教育委員会及び仙台市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○文部科学省告示第百四十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年十月十三日 文部科学大臣 林 芳正

上 欄		下 欄	
名 称	関 係 告 示	所 在 地	地 域
仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山麿寺跡	平成十八年文部科学省告示第百十一号、平成十九年文部科学省告示第百九号及び平成二十三年文部科学省告示第十七号	宮城県仙台市太白区郡山三丁目	127 番 13

○文部科学省告示第百三十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の下欄に掲げる地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和二年十月六日 文部科学大臣 萩生田 光一

上 欄		下 欄	
名 称	関 係 告 示	所 在 地	地 域
仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山麿寺跡	平成十八年文部科学省告示第百十一号、平成十九年文部科学省告示第百九号、平成二十三年文部科学省告示第十七号及び平成二十九年文部科学省告示第百四十三号	宮城県仙台市太白区郡山五丁目	30 番 1

○文部科学省告示第百四十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の下欄に掲げる地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和四年十一月十日 文部科学大臣 永岡 桂子

上 欄		下 欄	
名 称	関 係 告 示	所 在 地	地 域
仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山麿寺跡	平成十八年文部科学省告示第百十一号、平成十九年文部科学省告示第百九号、平成二十三年文部科学省告示第十七号、平成二十九年文部科学省告示第百四十三号及び令和二年文部科学省告示第百三十一号	宮城県仙台市太白区郡山五丁目	31 番 6

【指 定 説 明】 仙台郡山官衙遺跡に係る指定説明・追加指定説明は以下の通りである（横書き用に表記の一部を改め）。

平成 18 年 7 月 28 日指定 説明
仙台郡山官衙遺跡群は、宮城県中部に所在する東北地方最古の官衙遺跡とそれに伴う寺院跡からなる。名取川とその支流広瀬川に挟まれた標高約 10m の自然堤防上に立地し、東北地方の政治・軍事の拠点、多賀城跡からは南西約 13 km の地である。古くから瓦類の出土により寺院と推定されていたが、昭和 54 年に民間開発に伴う発掘調査で多量の土器や掘立柱建物などが発見されたことから、翌年以降、仙台市教育委員会により発掘調査が継続されてきた。 発掘調査の結果、遺跡は多賀城創建以前の七世紀中葉に成立した後、七世紀末ころに全面的に改修され、八世紀前半まで営まれたことが判明した。改修の前後では施設の方位や構造が大きく異なっており、Ⅰ期官衙とⅡ期官衙と通称されている。 Ⅰ期官衙は東西約 300m、南北約 600m の規模をもつ。建物等の施設の方位は約 30～40 度東偏しており、これら全体の周囲は材木列（丸太材を立て並べた堀）と溝で区画されている。この中に材木列などに区画されたいくつかの施設が存在する。中枢部は東西 90m、南北 120m の規模をもち、区画に沿って建物が配置され、中央は広場となり、東辺に門を開く。この周囲に総柱建物の倉庫群や掘立柱建物と竪穴住居が併存する雑舎群、鍛冶工房と推定される竪穴住居などがある。

Ⅱ期官衙はⅠ期官衙の諸施設を全面的に撤去して同じ場所に造営された。方位を北に合わせて材木列と大溝で区画された方四町の規模をもち、その外側に空閑地を挟んで外溝を巡らせている。この南側に郡山廃寺跡が計画的に配置される。区画南辺に門、南西隅と西辺上には櫓状建物が確認される。官衙のほぼ中央に正殿と推定される桁行八間、梁行五間、面積約190㎡の大型の四面廂付建物があり、その北に石敷き、方形石組池、石組溝などの特徴的な遺構からなる空間がある。このほか、正殿の東西に南北棟建物と総柱建物が一列に配置される。 郡山廃寺跡は東西120m前後、南北167mの規模で材木列で区画された中に講堂、金堂、塔、僧房などの存在が推定される。軒瓦は多賀城と同系統である。官衙の南方や郡山廃寺跡の東西にも大型建物が確認されており、関連した施設が広く展開していたことがわかる。 仙台郡山官衙遺跡群は七世紀半ば大化改新のころに成立し、奈良時代前半に造営された多賀城の成立期前後まで営まれていた。東北地方北半は奈良時代半ばころまで中央政府の支配が及ばない地域であり、多賀城は陸奥国府で奈良時代の鎮守府であった。『日本書紀』によれば、大化三年(647)に日本海側の越国に淳足櫓が、翌年に磐舟櫓が造営された。これとほぼ同時に成立した本官衙遺跡は、規模、構造、経営年代からみて太平洋側の陸奥における城柵、官衙遺跡で、陸奥地域の統治を行う施設と考えられる。このように本遺跡群は古代国家成立期における東北地方の政治・軍事の拠点施設と国家北辺における地域支配の展開過程の具体的様相を知るうえで欠くことのできない貴重なものである。よって史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。 (『月刊文化財平成18年(2006)8月 515号』より引用)

平成19年7月26日追加指定 説明 仙台郡山官衙遺跡群は、宮城県中部に所在する東北地方最古の官衙遺跡とそれに伴う寺院跡からなる。多賀城創建以前の七世紀中葉に成立したのち七世紀末ころに全面的に改修され、八世紀前半まで営まれた。改修の前後では施設の方位や構造が大きく異なっている。当初は東西約300m、南北約600mの規模で約30～40度東偏し、官衙全体の周囲を材木列と溝で区画する。この中に材木列などに区画された施設を配する。改修後は同じ場所に方位を北に合わせて材木列と大溝で区画された方四町の規模をもつ。この南側に講堂、金堂などが推定される郡山廃寺跡が配置される。官衙のほぼ中央に正殿と推定される大型の四面廂付建物があり、その北に石敷き、方形石組池などの特徴的な遺構からなる空間がある。 仙台郡山官衙遺跡群は、規模、構造、経営年代からみて太平洋側の陸奥地域の統治を行う初期の城柵、官衙施設と考えられ、古代国家成立期における東北地方支配の展開過程を知るうえで欠くことのできない貴重なものである。このたび、条件の整った部分を史跡に追加し保護の万全を図ろうとするものである。 (『月刊文化財平成19年(2007)9月 528号』より引用)
--

平成23年2月7日追加指定 説明 仙台郡山官衙遺跡群は、宮城県中部に所在する東北地方最古の官衙遺跡とそれに伴う寺院跡からなる。多賀城創建以前の七世紀中葉に成立した後七世紀末ころに全面的に改修され、八世紀前半まで営まれた。改修の前後では施設の方位や構造が大きく異なっている。当初の官衙は、材木列と溝からなる短辺約300m、長辺約600mの区画施設と、その内部の建物群からなり、それらの方位は、約30から40度東偏する。改修後の官衙は、材木列と大溝で区画された方四町の規模になり、建物群の方位も真北になる。官衙のほぼ中央には正殿と推定される、桁行六間、梁行三間の身舎の四面に廂の付く大型の掘立柱建物があり、その北側には石敷きおよび方形石組池などの特徴的な遺構からなる空間がある。またこの時期には、官衙域の南側に講堂・金堂などが推定される郡山廃寺跡が配置される。 このように、仙台郡山官衙遺跡群は、規模・構造・経営年代から見て陸奥地域の太平洋側の統治を行う初期の城柵、官衙施設と考えられ、古代国家成立期における当該地域支配の展開過程を知る上で欠くことのできない貴重なものであり、平成十八年に指定され、平成十九年に追加指定された。今回は、条件の整った部分を史跡に追加指定し、保護の万全を図ろうとするものである。 (『月刊文化財平成23年(2011)2月 569号』より引用)

平成29年10月13日追加指定 説明 仙台郡山官衙遺跡群は、宮城県中部に所在する東北地方最古の官衙遺跡とそれに伴う寺院跡からなる。多賀城創建以前の七世紀中葉に成立した後、七世紀末頃に全面的に改修され、八世紀前半まで営まれた。改修の前後では施設の方位や構造が大きく異なっている。当初のⅠ期官衙は、材木列と溝からなる短辺約300m、長辺約600mの区画施設と、その内部の建物群からなり、それらの方位は、約30～40度東偏する。改修後のⅡ期官衙は、材木列と大溝で区画された方四町の規模になり、建物群の方位も真北になる。官衙のほぼ中央には正殿と推定される、桁行六間、梁行三間の身舎の四面に廂の付く大型の掘立柱建物があり、その北側には石敷及び方形石組池などの特徴的な遺構からなる空間がある。またこの時期には、官衙域の南側に講堂・金堂などが推定される郡山廃寺跡が配置される。

このように、仙台郡山官衙遺跡群は、規模・構造・経営年代からみて陸奥地域の太平洋側の統治を行う初期の城柵、官衙施設と考えられ、古代国家成立期における当該地域支配の展開過程を知るうえで重要であることから、平成十八年に史跡に指定され、同十九年、二十三年にも追加指定が行われた。今回、Ⅱ期官衙中枢部の北東部の一角を追加指定し、保護の万全を図ろうとするものである。

(『月刊文化財平成 29 年(2017)9 月 648 号』より引用)

令和 2 年 10 月 6 日追加指定 説明

仙台郡山官衙遺跡群は、宮城県中部に所在する東北地方最古の官衙遺跡とそれに伴う寺院跡からなる。多賀城創建以前の七世紀中葉に成立した後、七世紀末頃に全面的に改修され、八世紀前半まで営まれた。改修の前後では施設の方位や構造が大きく異なっている。当初のⅠ期官衙は、材木列と溝からなる短辺約 300m、長辺約 600mの区画施設と、その内部の建物群からなり、それらの方位は、約 30～40 度東偏する。改修後のⅡ期官衙は、材木列と大溝で区画された方四町の規模になり、建物群の方位も真北になる。官衙のほぼ中央には正殿と推定される、桁行六間、梁行三間の身舎の四面に廂の付く大型の掘立柱建物があり、その北側には石敷き及び方形石組池などの特徴的な遺構からなる空間がある。またこの時期には、官衙域の南側に講堂・金堂などが推定される郡山廃寺跡が配置される。このように、仙台郡山官衙遺跡群は、規模・構造・経営年代からみて陸奥地域の太平洋側の統治を行う初期の城柵、官衙施設と考えられ、古代国家成立期における当該地域支配の展開過程を知る上で重要であることから、平成十八年に史跡に指定され、同十九年、二十三年、二十九年にも追加指定が行われた。今回、Ⅱ期官衙中枢部の南部を追加指定し、保護の万全を図るものである。

(『月刊文化財令和 2 年(2020)9 月 683 号』より引用)

令和 4 年 11 月 10 日追加指定 説明

仙台郡山官衙遺跡群は、宮城県中部に所在する東北地方最古の官衙遺跡とそれに伴う寺院跡からなる。多賀城創建以前の七世紀中葉に成立した後、七世紀末頃に全面的に改修され、八世紀前半まで営まれた。改修の前後で施設の方位や構造が大きく異なっている。当初のⅠ期官衙は、材木列と溝からなる短辺約 300m、長辺約 600mの区画施設と、その内部の建物群からなり、それらの方位は、真北から約 30～40 度東に振れている。改修後のⅡ期官衙は、材木列と大溝で区画された方四町の規模になり、建物群の方位も真北を中軸とするようになる。官衙域のほぼ中央に、桁行六間、梁行三間の身舎の四面に廂の付く大型の掘立柱建物があり、正殿と推定される。その北側には石敷き及び方形の石組池などの特徴的な遺構からなる空間がある。またこの時期には、官衙域の南側に講堂・金堂などが推定される郡山廃寺跡が配置される。このように、仙台郡山官衙遺跡群は、規模・構造・経営年代からみて陸奥地域の太平洋側の統治を行う初期の城柵、官衙施設と考えられ、古代国家成立期における当該地域支配の展開過程を知る上で重要であることから、平成十八年(2006)に史跡に指定され、同十九年・二十三年・二十九年、令和二年(2020)に追加指定が行われた。今回、条件の整った、Ⅱ期官衙外郭南門付近の範囲を追加指定し、保護の万全を図るものである。

(『月刊文化財令和 4 年(2022)9 月 708 号』より引用)

【管 理 団 体】

史 跡 名 称 仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山廃寺跡
指定年月日 平成 19 年 1 月 17 日（文化庁告示第 2 号）
管理団体名 宮城県仙台市
根 拠 法 令 文化財保護法第 113 条第 1 項及び第 172 条第 1 項
指 定 告 示 ○文化庁告示第二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項及び第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の管理団体として、それぞれ同表下欄に掲げる地方公共団体を指定する。

平成十九年一月十七日

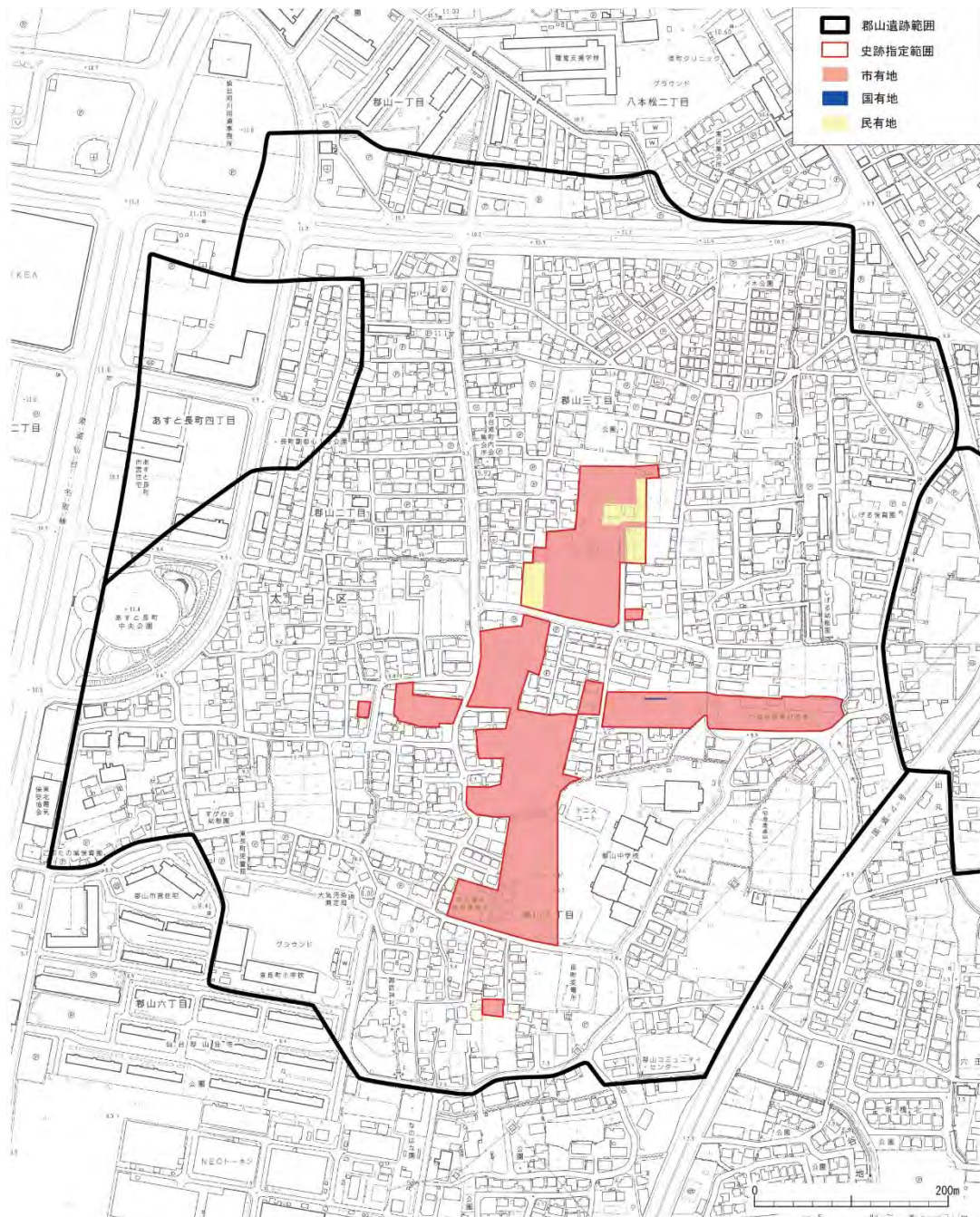
文化庁長官 近藤 信司

上 欄		下 欄
名 称	指 定 告 示	地 方 公 共 団 体
仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山廃寺跡	平成十八年文部科学省告示第 百十一号	仙台市（宮城県）

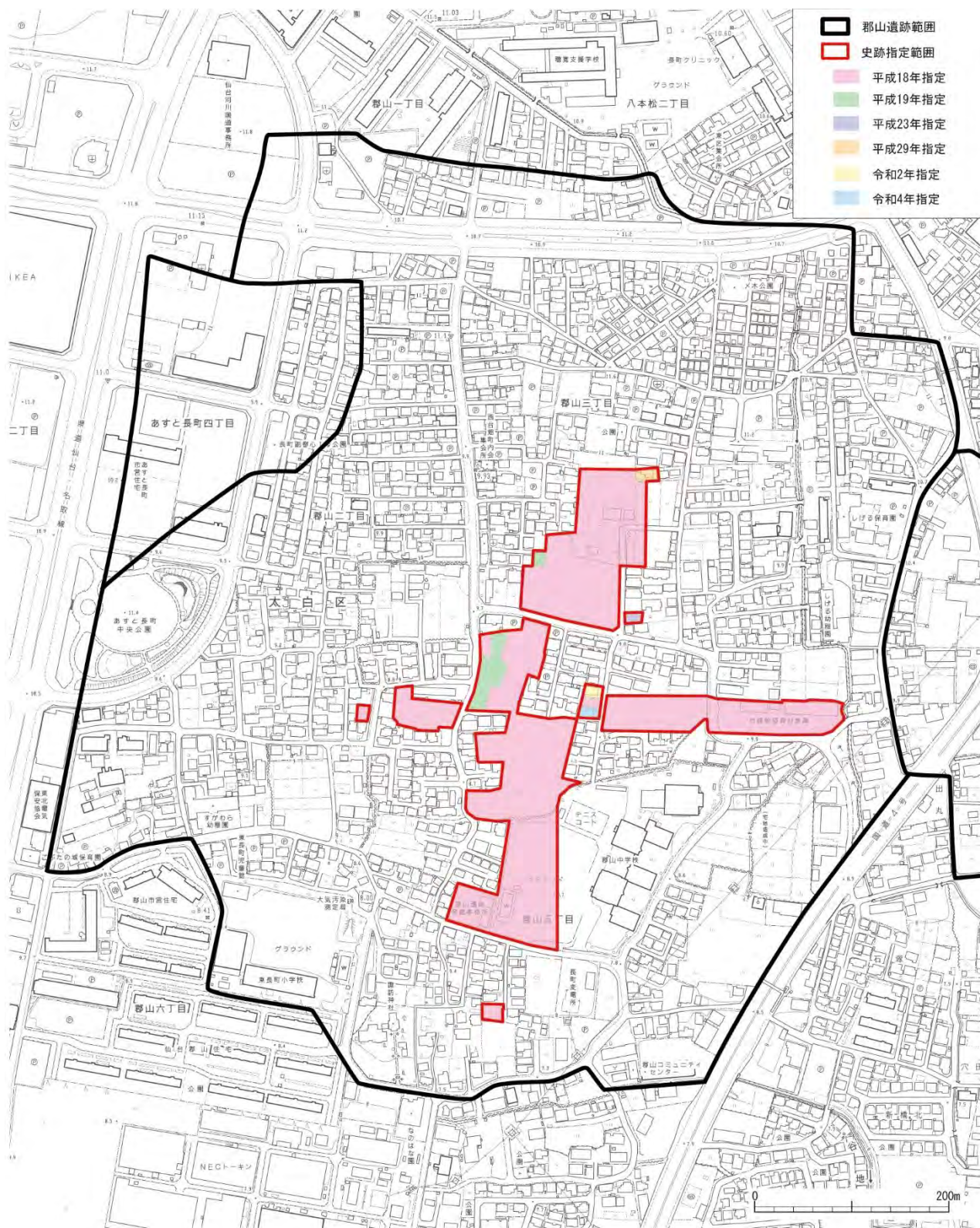
4 指定地の状況

郡山遺跡全体の現況は、ごく一部に農地が点在するが、近年は急速に宅地化が進み、その面積はわずかになってきている。また、近年多発する地震災害等への備えから、遺跡に影響を及ぼす深い基礎構造の住宅が増加するとともに、平成 25（2013）年の遺跡西側隣接地における「仙台市あすと長町土地区画整理事業」の完了に伴い、地域全体の開発が進んでいる。

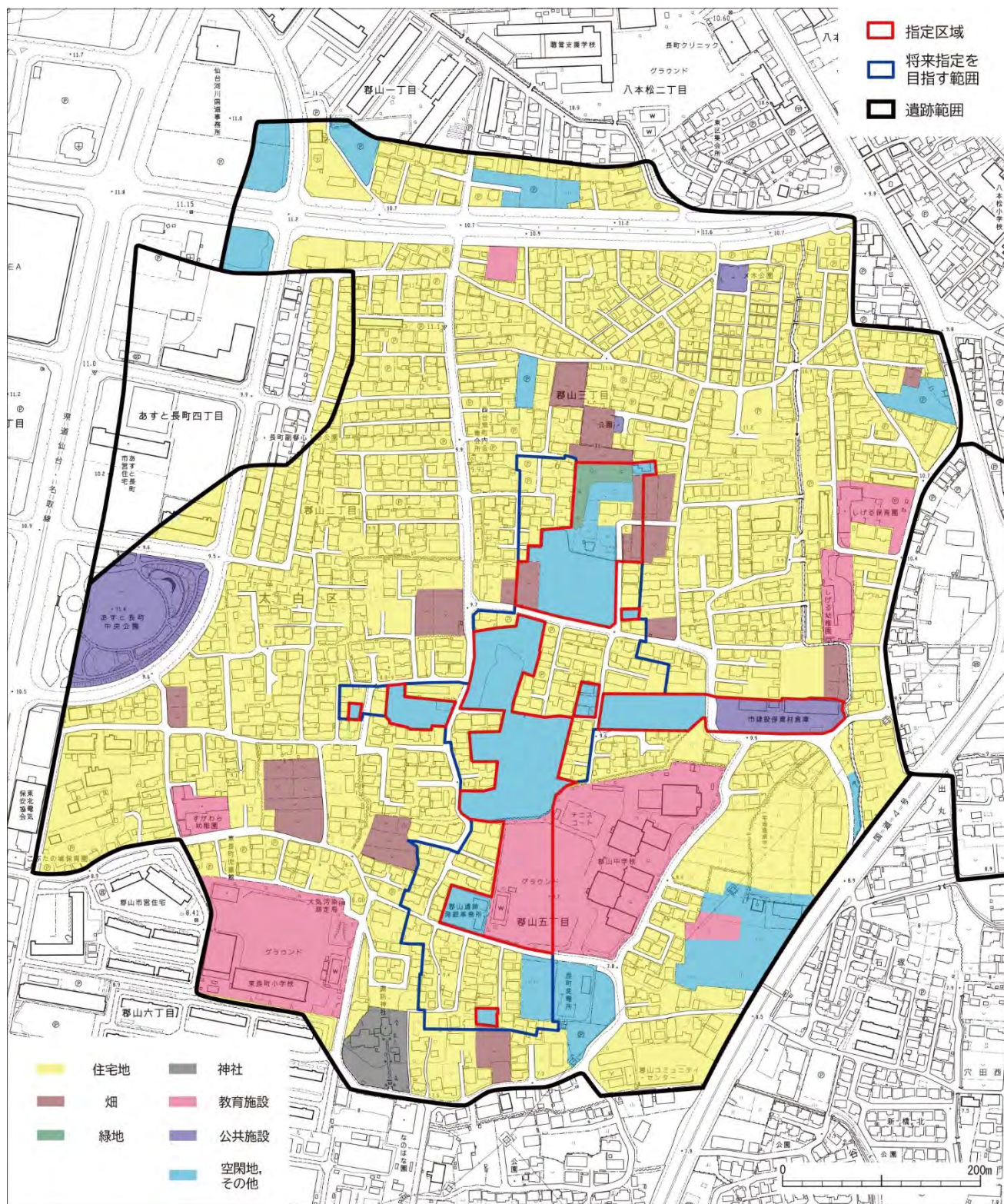
仙台郡山官衙遺跡群の現状は、指定地のうち 46.50 m²が国有地、42,256.76 m²が市有地、3,134.81 m²が民有地となっている。国有地は空閑地である。市有地は仙台市立郡山中学校用地（校庭）と本市建設部局の倉庫等用地のほか、史跡指定・追加指定に伴い公有化した箇所については空閑地となっている。民有地は、これまでの調査において、政庁域とされている部分の個人所有地で住宅地及び農地となっている。



第 図 土地所有区分



第 図 史跡指定・追加指定区分



第 図 史跡指定地域及び周辺の土地利用
(令和 6 年●月時点)

※刊行間近に再度現況確認を行い、刊行時の最新の状況を反映する予定です



写真● 郡山遺跡航空写真

(平成7年撮影)



素案段階では、H20
保存管理計画の写真
をのせています。
実際の計画ではより
新しい写真への変更
を検討しています。

写真● 郡山遺跡全景

(平成13年撮影)